

三 郷 市 公 共 下 水 道 事 業
中 期 経 営 計 画

平成 28～37 年度

平成 28 年 3 月

埼 玉 県 三 郷 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 下水道事業の現状と課題	2
1. 下水道整備及び維持管理における現状と課題	2
(1) 整備面積、普及率、水洗化率の推移	3
(2) 設備の老朽化、地震への対応	5
2. 下水道経営の現状と課題	8
(1) 歳入	8
1) 一般会計繰入金	8
2) 下水道使用料	9
3) 受益者負担金	11
(2) 歳出	13
1) 維持管理費	13
2) 事業費	15
3) 公債費	16
(3) 経営指標	17
(4) 地方公営企業法の適用について	32
第3章 中期経営計画の基本方針	33
1. 計画の位置付け	33
2. 計画期間	33
3. 中期経営計画の目標	33
4. 経営健全化への取組	34
第4章 事業計画	36
1. 将来の需要予測	36
2. 中期指標	38
3. 中期財政収支計画	40

第5章 経営達成状況の公表	43
1. 公表時期	43
2. 公表方法	43
3. 計画達成状況の評価方法	43
参考資料	44
1. 下水道計画一般図	44
2. 早稲田中継ポンプ場	45
3. 平成26年度の決算状況	46
4. 用語解説	47

第1章 計画策定の趣旨

三郷市の下水道事業（污水）は昭和50年12月に事業着手して以来、平成27年には40年が経過することになります。今までは「建設の時代」でしたが、整備を促進するとともに、維持管理や経営の透明化の重要性が増す「管理運営の時代」に移行することを踏まえ、今まで以上に経営努力を重ねて、持続可能で健全な事業運営の視点を持つ必要があります。

下水道事業は市民の重要なライフラインとして、常に使用が可能となるように、安定した安全な施設の確保が求められています。このような中で、経費の削減とともに計画的な施策の推進に努め、下水道事業経営の健全化、安定化を図る必要があります。今後、少子高齢化に伴う人口減少や節水意識の高まりにより、有収水量の減少が見込まれるなど、下水道事業の経営にとっては大変厳しい状況が予想される中、老朽化する施設の改築更新や適切な料金体系の見直しなど、経営基盤の強化が課題となっています。

このような状況下において、下水道事業に課せられた社会的使命をしっかりと認識し、市民にとって快適なサービスを提供しつつ、持続的、安定的に運営可能な経営を維持改善していくために、これからの事業のあるべき姿と目指す方向性を明らかにするものとして、「三郷市公共下水道事業中期経営計画」を策定しました。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道整備及び維持管理における現状と課題

本市は、昭和50年に中川流域関連公共下水道として汚水267haの当初事業認可を受け、その後16度の事業計画変更を行い、鋭意、整備進捗を図ってきました。平成26年度末現在、事業計画区域は1,382haとなり、市街化区域1,476haのうち1,194.36haが整備済みとなり、普及率は76.7%となっています。一方、平成26年1月30日には3省（国土交通省、農林水産省、環境省）より「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」が通知され、未整備地区における汚水処理の10年概成という基本的な考え方が示されたことから、今後10年を目途に市街化区域の未普及解消に努める必要があります。

また、当初に整備した下水道施設は、40年が経過しており、今後は、管路内調査、長寿命化対策及び耐震化対策等にかかる経費が多くなることが考えられます。

近年では、都市化の進行による雨水流出量の増大による浸水被害が深刻化し、環境面からも望ましい水循環のあり方が議論されるなど、健全で良好な雨水管理が求められており、治水関連部署と連携し、幹線の整備や貯留・浸透方式の採用などの対策も急務となっています。

表2-1に公共下水道の概要を示します。

表2-1 公共下水道の概要（平成26年度末現在）

項 目			
建設事業開始年月日		昭和 50 年 12 月 16 日	
供用開始年月日		昭和 58 年 4 月 1 日	
特別会計設置年月日		昭和 51 年 3 月 29 日	
排 除 方 式		分流式	
面 積	行 政 区 域		3,041 ha
	汚 水	全体計画区域	2,538 ha
		事業計画区域 A	1,382.2 ha
		整備済区域 B	1,194.36 ha
		整備率 B/A	86.4 %
		雨 水	全体計画区域
	事業計画区域 C		555 ha
	整備済区域 D		555 ha
	整備率 D/C		100 %
人 口	行政人口 E	136,840 人	
	処理区域内人口 F	104,978 人	
	水洗化人口 G	93,263 人	
普 及 率 F/E		76.7 %	
水 洗 化 率 G/F		88.8 %	

次に、各項目で本市の下水道整備及び維持管理における現状と課題を示します。

(1) 整備面積、普及率、水洗化率の推移

汚水処理に係る下水道整備は、平成 17 年度以降、区画整理等の開発に合わせた整備が主となり、既成市街地の下水道の整備は、整備量の最も多かった平成 11 年と比較すると、近年減少しています。平成 26 年度末現在、事業計画区域 1,382.2ha に対し整備済区域は 1,194.36ha、整備率 86.4%です。処理区域内人口は毎年整備区域の拡大に伴い増加傾向にあり、20 年間で約 75,000 人増加、普及率についても約 54%の増加となっています。水洗化率は、平成 17 年度以降、毎年増加し、近年 80%～90%と微増傾向にあります。今後は、下水道の未普及地域について汚水処理のあり方を再検討し、地域特性等を踏まえた整備手法への見直しと合わせ、市街化区域の早期の未普及解消に努め、広報等の周知により、未接続世帯に対して下水道本管への接続を促し、水洗化率 100%を目指す努力が必要です。

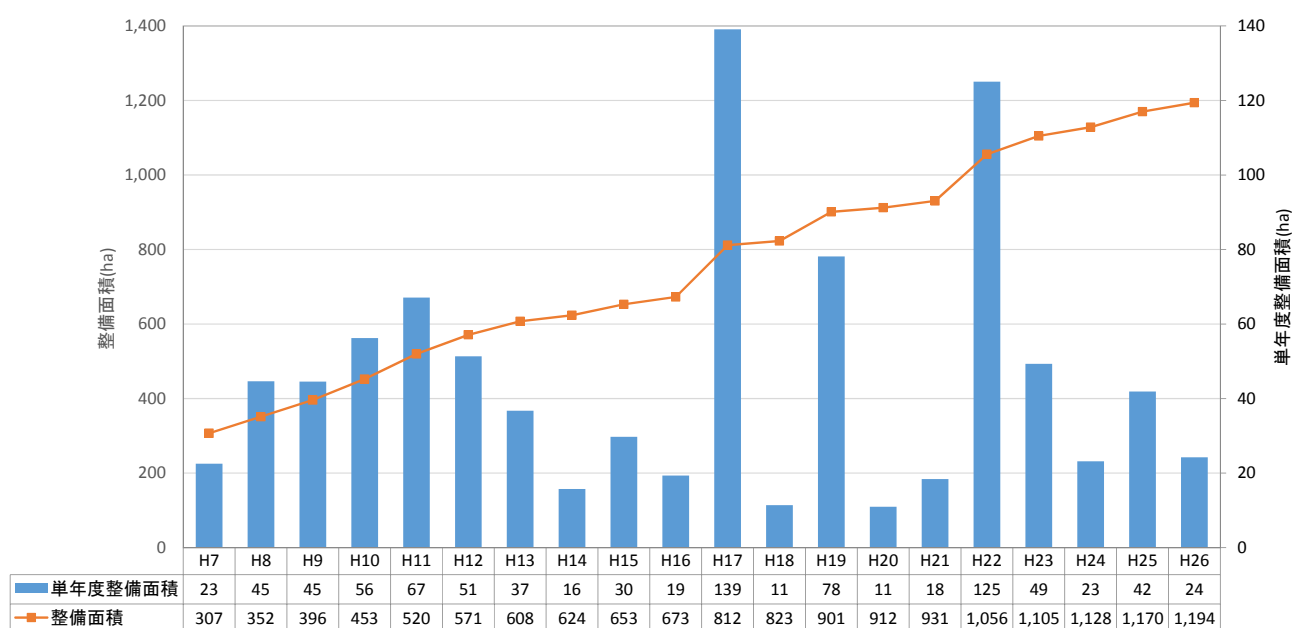


図 2-1 整備面積の推移

なお、平成 17 年度と平成 22 年度の整備面積が突出していますが、みさと団地とインターA 地区の整備が完了したことによるものです。

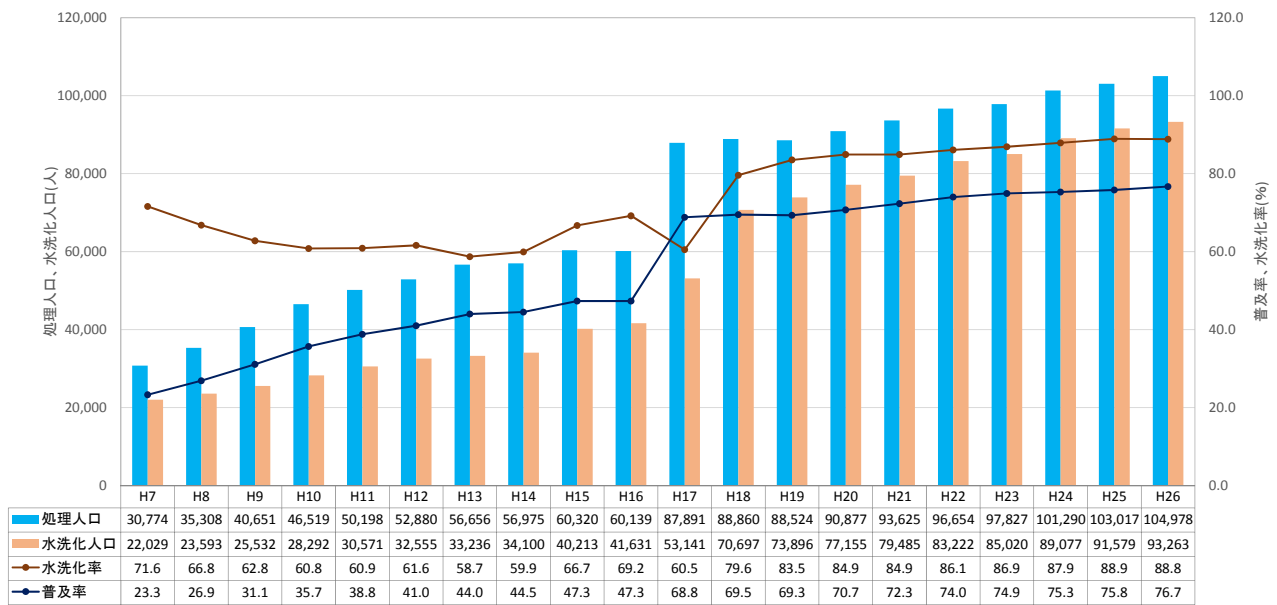


図 2-2 普及率、水洗化率の推移

(2) 設備の老朽化、地震への対応

本市の下水道は、昭和50年に事業着手しており、平成26年度末には、管渠延長が約322kmに達しています。汚水管の整備は早稲田土地区画整理地区、彦江、彦沢、花和田地区から着手しており、最も古い汚水管は昭和50年度に施工した管を使用しているため、平成37年度には標準的な耐用年数（施工後50年）を超える管渠が発生し、施工後30年以上が経過する汚水管の延長は約123km、施工後40年以上が経過する汚水管の延長は約37kmに達する見込みです。

これまでの「整備拡張の時代」から改築・修繕も含めた「維持管理の時代」へと変化する過渡期ともいえる現在において、現況における管渠の健全度を的確に把握し、道路陥没による事故の未然防止や機能停止の防止及びライフサイクルコストの最小化を図り、適切な時期に適切な管理を行うための準備が急務となっています。

このような状況下で、適切な時期に下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき長寿命化対策を行う必要があります。

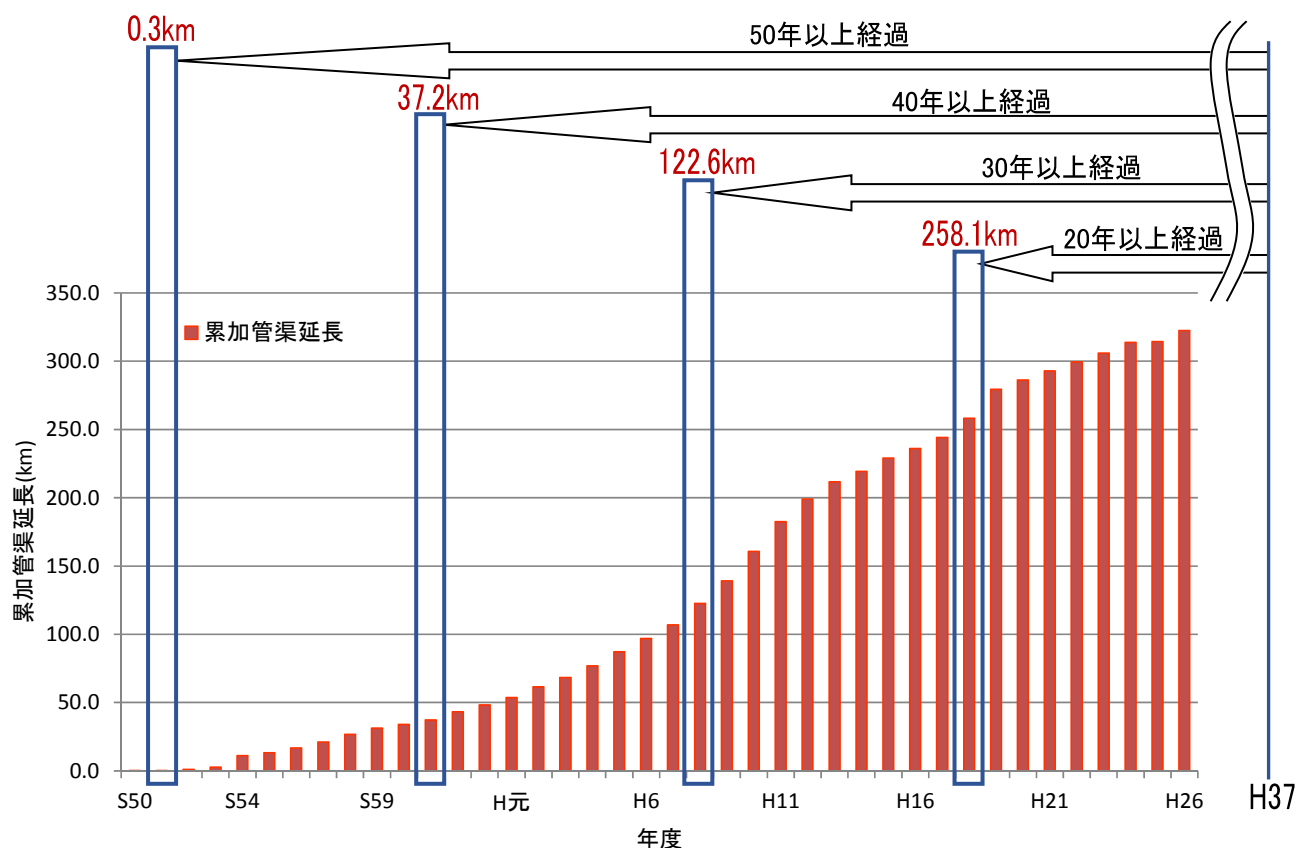


図 2-3 平成 37 年度時点の経過年数別管渠延長

また、施設の老朽化に伴い、不明水の浸入量が増加し、下水道有収率が低下する可能性があります。本市における有収率の状況は約90%で推移しており、埼玉県内の公共下水道事業着手都市の平成24年度の平均値88.7%と同レベルとなっています。有収率の低下は、汚水処理原価の向上に繋がるため、今後は、長寿命化対策と合わせて、定期的な点検・清掃等を行い、状況把握の必要があります。

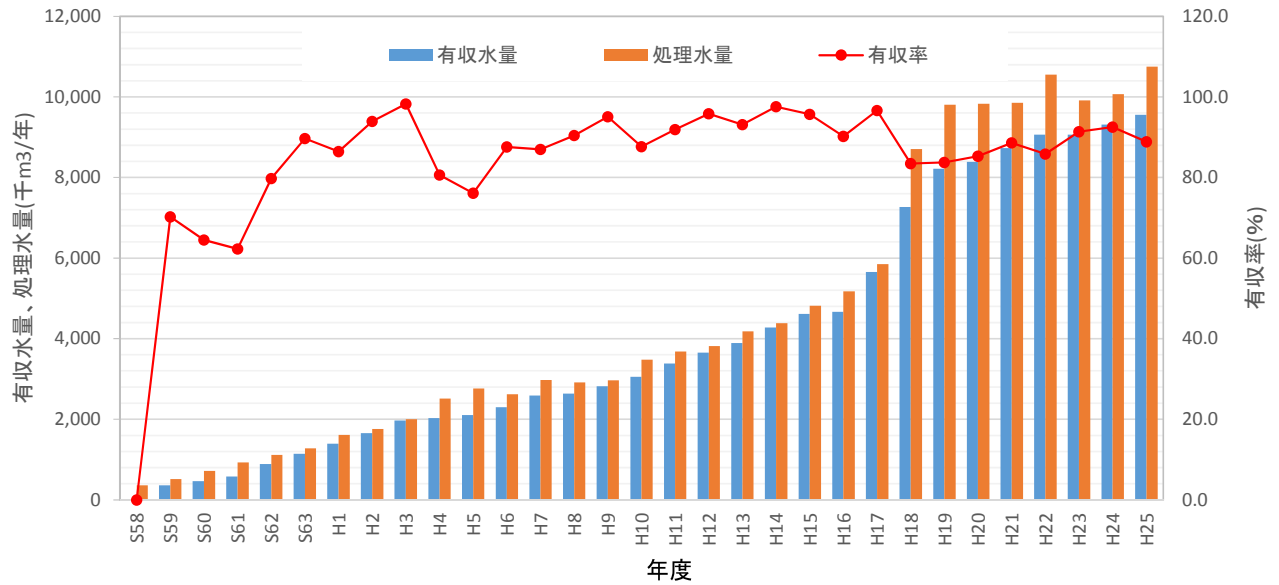


図2-4 有収率の推移

本市では、地震ハザードマップを作成し、地震によるゆれの大きさや液状化発生箇所の予測等を検討のうえ情報提供を行っています。

一方、過去に発生した阪神淡路大震災、新潟県中越地震及び東日本大震災において、上下水道システムは多大な被害を受け、市民生活及び事業活動に大きな影響を及ぼし、住民の生命、財産を脅かす事態となり、下水道システムは、重要なライフラインとして再認識をすることとなりました。

震災により、その機能を果たせなくなった場合、復旧に時間を要し、さらに二次災害を引き起こすことが想定されるため、被災した場合においても機能を維持することは、システムの信頼性を確立することが重要です。

本市では、阪神淡路大震災の被害を踏まえ耐震基準が強化され、平成12年度以降の重要な下水道施設に対しては、耐震化が図られています。平成11年度以前に施工された施設は耐震化が十分に進んでいない状況です。

そこで、被災時に備え、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災対策」、被災を想定して被害を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするための暫定対応としての「減災対策」を組み合わせた下水道総合地震対策計画を平成26年度に策定しました。

今後は、計画に位置づけた対策の優先度に基づき、国からの交付金等の財源を確保し地震対策を行っていきます。

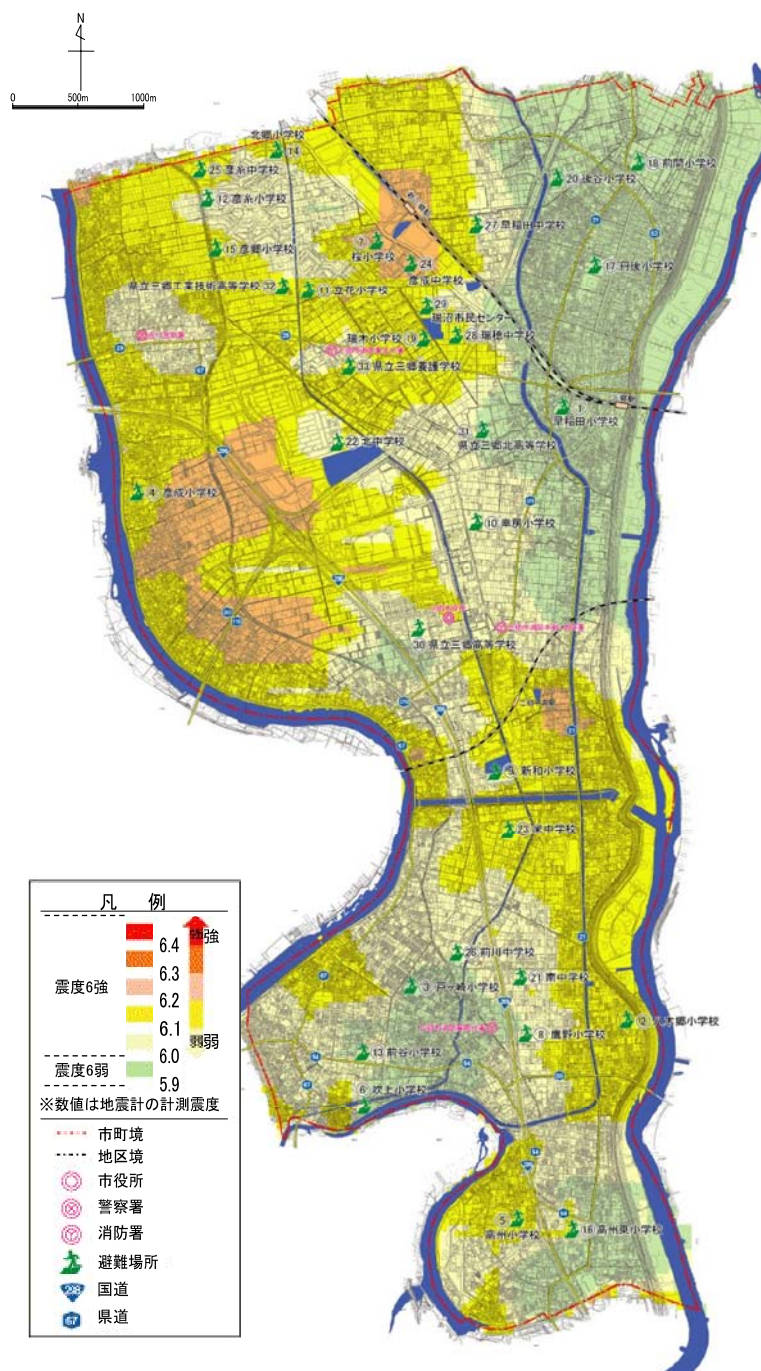


図2-5 三郷市地震ハザードマップ（震度分布）

2. 下水道経営の現状と課題

(1) 歳入

1) 一般会計繰入金

本市における近年の一般会計繰入金の状況は、平成15年度をピークに減少傾向にあります。平成26年度は、歳入の約24%の割合となっています。

今後は、使用料の適正化と合わせて、経費削減に努めるとともに、独立採算を目標に一般会計繰入金の削減に努める必要があります。

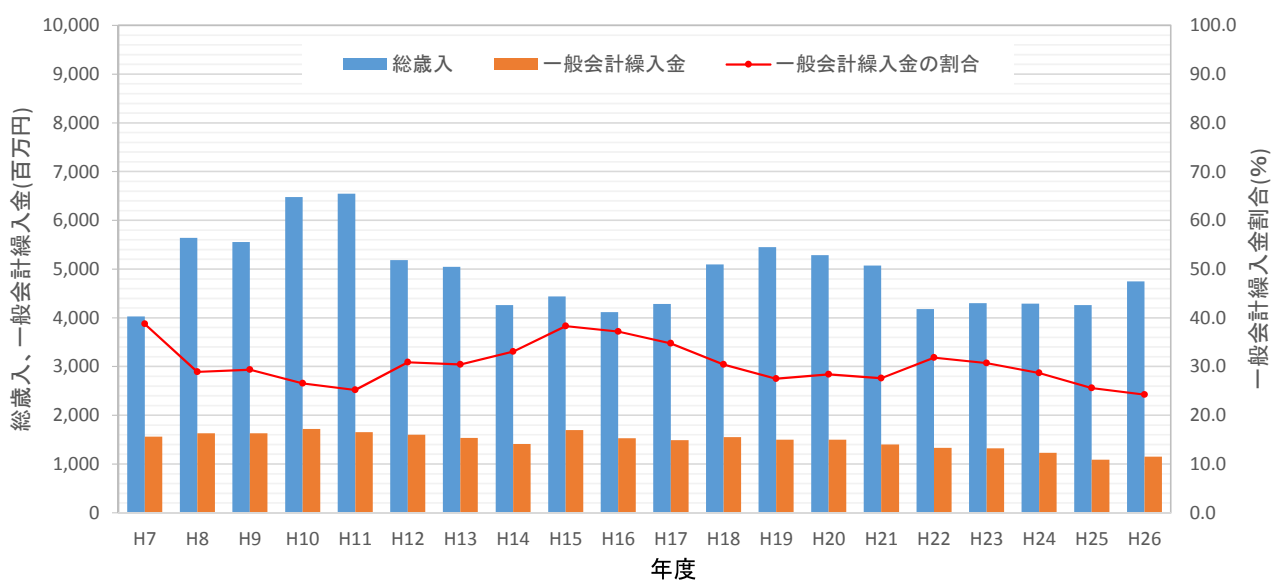


図 2-6 一般会計繰入金の推移

2) 下水道使用料

本市の使用料は、昭和 58 年 4 月 1 日の公共下水道供用開始より、これまで改定を行っていません。使用料収入は、水洗化人口の増加に伴い、年々増加しており、平成 26 年度は、歳入の約 20%の割合を占めています。

財政状況として、収益的収支のうち収入は使用料と一般会計からの繰入金が中心で、支出は流域下水道の維持管理費（負担金）と起債利子償還金が主となっています。汚水に係る経費は、使用料でまかなうべきものであるため、今後、社会情勢等の変化による財政状況の悪化を想定し、使用料改定について検討し、適正化を図る必要があります。

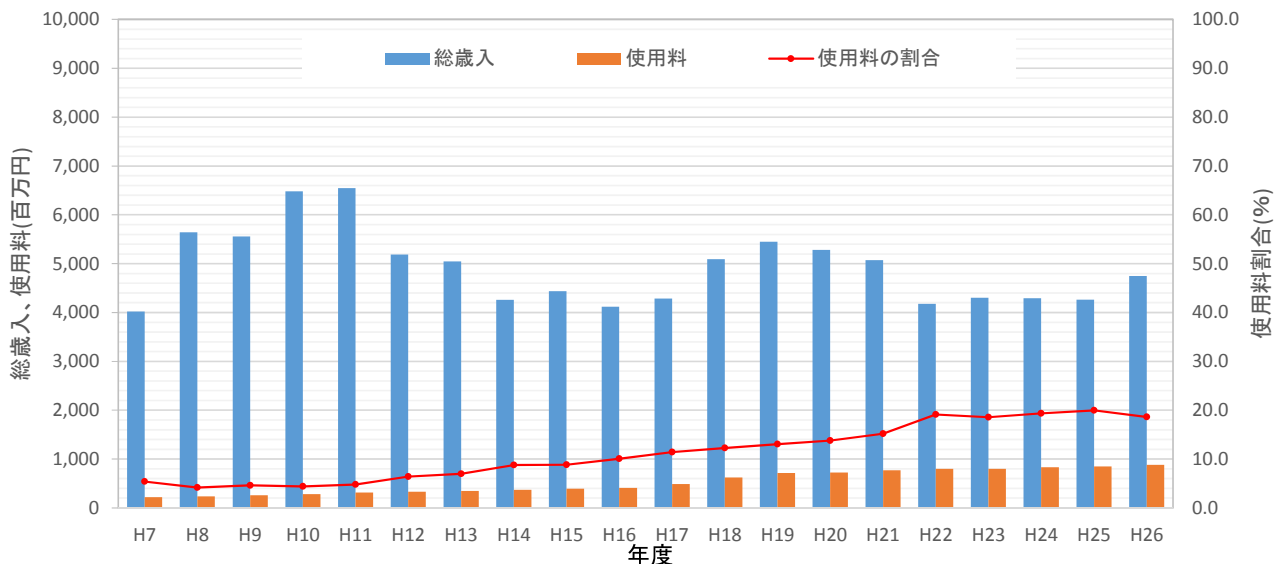
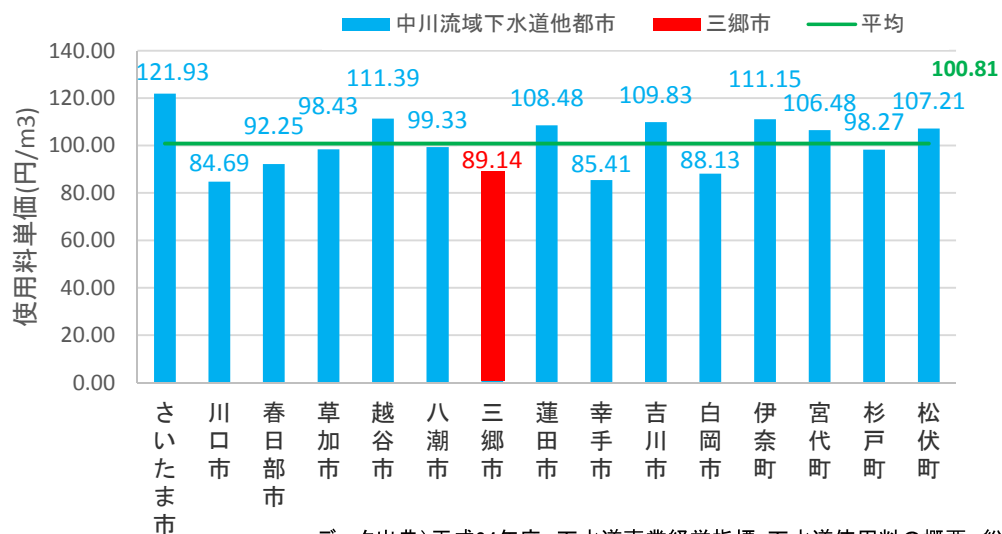


図 2-7 使用料の推移



データ出典) 平成24年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 総務省

図 2-8 中川流域下水道関連都市との使用料単価の比較 (平成 24 年度)

※) 使用料単価とは、使用料収入/有収水量で算定されます。

表 2-2 中川流域下水道関連都市との料金体系の比較（平成 26 年度末現在）

市町村	基本料金 (円/2月)	超過料金(円/㎡/2月)									
		16㎡< 使用量 ≤20㎡	20㎡< 使用量 ≤30㎡	30㎡< 使用量 ≤40㎡	40㎡< 使用量 ≤50㎡	50㎡< 使用量 ≤60㎡	60㎡< 使用量 ≤70㎡	70㎡< 使用量 ≤80㎡	80㎡< 使用量 ≤90㎡	90㎡< 使用量 ≤100㎡	100㎡< 使用量 ≤120㎡
さいたま市	1,332	－	140	140	140	140	174	174	174	174	218
川口市	1,280	－	65	65	78	78	78	78	78	78	91
春日部市	1,600	－	90	90	90	90	100	100	110	110	130
草加市	1,540	－	90	90	90	90	95	95	95	95	100
越谷市	2,000	－	100	100	100	100	100	100	100	100	100
八潮市	1,400	45	75	75	80	80	85	85	85	85	90
三郷市	1,400	－	75	75	75	75	85	85	85	85	95
蓮田市	1,600	－	80	80	90	90	100	100	100	100	120
幸手市	1,400	－	70	70	70	70	80	80	80	80	80
吉川市	1,600	－	90	90	100	100	120	120	120	120	140
白岡市	1,522	－	76	76	85	85	85	95	95	95	104
伊奈町	1,400	－	110	110	120	120	130	130	130	130	140
宮代町	1,524	－	95	95	105	105	105	114	114	114	133
杉戸町	1,400	－	80	80	80	80	90	90	90	90	90
松伏町	1,600	－	90	90	100	100	130	130	130	130	170

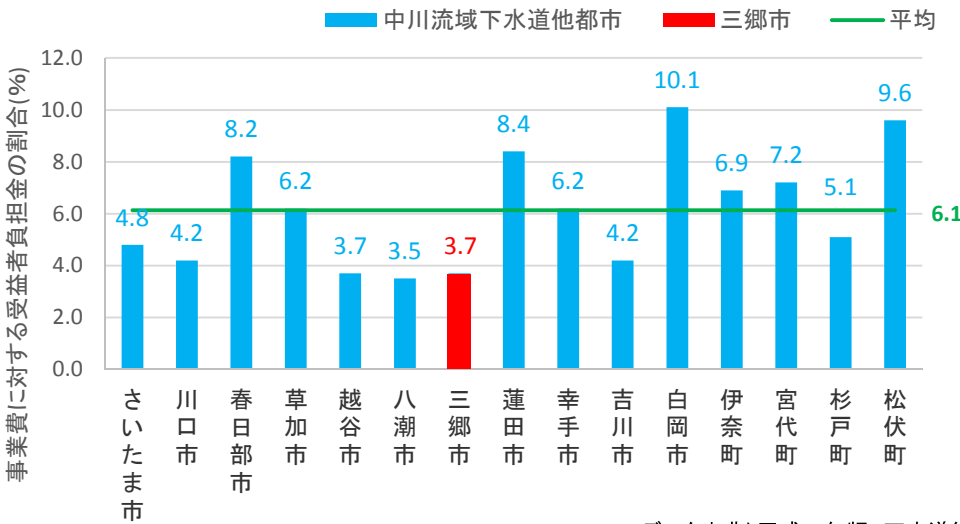
市町村	超過料金(円/㎡/2月)										
	120㎡< 使用量 ≤140㎡	140㎡< 使用量 ≤200㎡	200㎡< 使用量 ≤300㎡	300㎡< 使用量 ≤400㎡	400㎡< 使用量 ≤600㎡	600㎡< 使用量 ≤1000㎡	1000㎡< 使用量 ≤1200㎡	1200㎡< 使用量 ≤2000㎡	2000㎡< 使用量 ≤5000㎡	5000㎡< 使用量 ≤10000㎡	10000㎡< 使用量
さいたま市	218	218	272	272	298	298	352	352	385	385	413
川口市	91	91	104	104	117	117	131	131	145	160	160
春日部市	130	150	170	170	170	190	190	190	220	220	220
草加市	100	100	105	105	115	115	125	125	125	125	125
越谷市	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
八潮市	90	90	95	95	120	120	130	130	130	130	130
三郷市	95	95	105	105	120	120	140	140	170	170	170
蓮田市	120	120	140	160	160	180	200	200	200	200	200
幸手市	100	100	120	120	120	140	140	140	140	140	140
吉川市	140	170	220	220	220	220	220	220	220	220	220
白岡市	104	104	114	114	114	114	114	114	114	114	114
伊奈町	140	140	150	150	150	160	160	160	160	160	160
宮代町	133	133	133	133	152	152	171	171	171	171	171
杉戸町	100	100	120	120	120	140	140	160	180	180	180
松伏町	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170

注 1) 2 ヶ月分の料金表記にしています。

注 2) 消費税 8%を除いた値を表示しています。

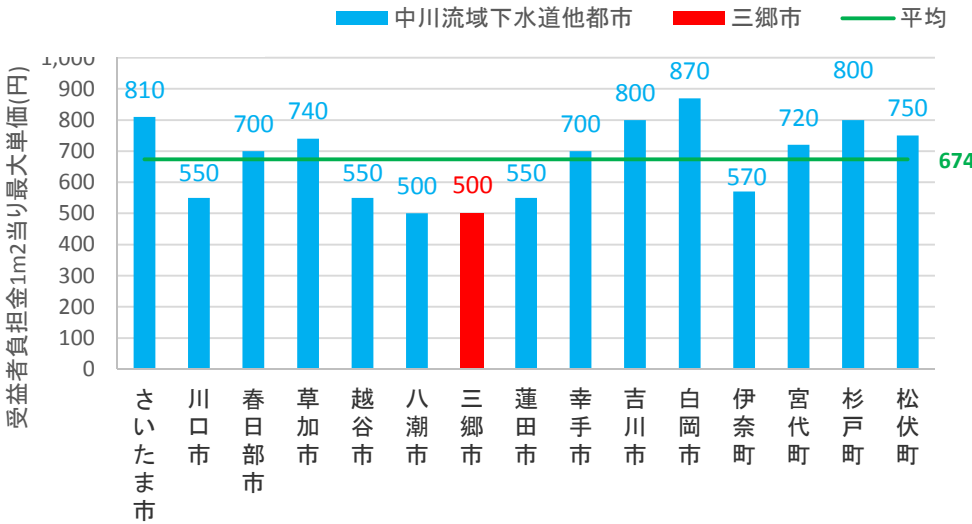
3) 受益者負担金

本市の受益者負担金は、平成24年に改定された三郷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき徴収されていますが、他都市と比較して全体事業費に対する徴収割合が低い状況で、負担金の単価も安価な状況です。また、事業費に占める受益者負担割合は、平成23年度末現在で約3.7%となっています。



データ出典) 平成24年版 下水道統計

図 2-9 中川流域下水道関連都市との事業費に対する受益者負担金の割合の比較 (平成23年度末現在の累計)



データ出典) 平成24年版 下水道統計

図 2-10 中川流域下水道関連都市との受益者負担金 1m2 当り負担金額最大単価の比較 (平成23年度)

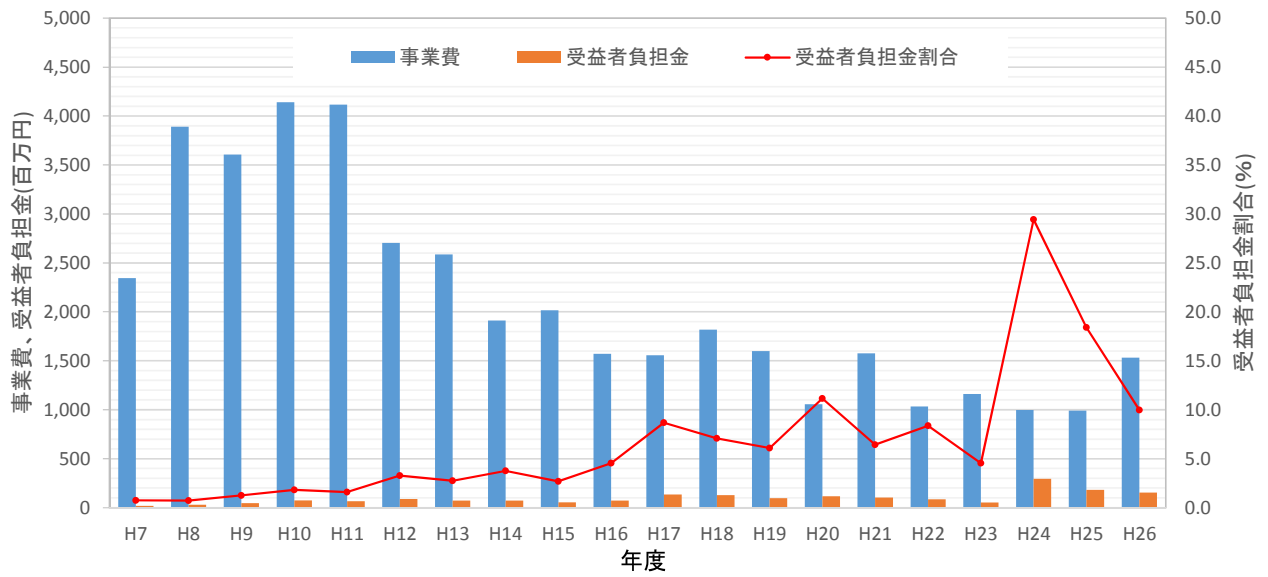


図 2-11 受益者負担金と事業費に対する受益者負担金の割合の推移

(2) 歳出

1) 維持管理費

本市の下水道事業に係る維持管理費は、500～600 百万円で推移しており、施設別では表 2-3 及び図 2-12 の内訳のうち、流域下水道管理運営負担金が全体の約 6 割を占めています。また、表 2-4 及び図 2-13 から分かるように詳細な内訳においても維持管理費に占める流域下水道管理運営負担金の割合は大きくなっています。流域下水道管理運営負担金の単価は、平成 27 年度より従前の 32 円/㎥から 37 円/㎥へ改定され、今後は更なる値上げも想定されており、維持管理費は増加するものと考えられます。

表 2-3 維持管理費の推移（その 1）

単位：千円

内 訳	H22	H23	H24	H25	H26
管 渠	43,521	48,875	59,931	80,494	73,384
ポンプ場	33,900	48,771	22,194	24,373	25,608
流域下水道管理運営負担金	337,660	317,338	322,107	343,991	344,615
その他(管渠,ポンプ場以外に係る職員給与費、委託料など)	106,720	103,728	115,211	118,743	118,507
計	521,801	518,712	519,443	567,601	562,114

表 2-4 維持管理費の推移（その 2）

単位：千円

内 訳	H22	H23	H24	H25	H26
職員給与	51,136	57,014	55,676	51,113	47,571
動力費	2,292	2,508	2,690	3,155	3,057
光熱水費	89	107	106	86	71
通信運搬費	676	676	705	1,168	989
修繕費	14,810	40,083	10,883	24,227	21,015
材料費	8	12	129	86	113
委託料	105,277	90,801	117,255	123,006	134,422
流域下水道管理運営費負担金	337,660	317,338	322,107	343,991	344,615
その他	9,853	10,173	9,892	20,769	10,261
計	521,801	518,712	519,443	567,601	562,114

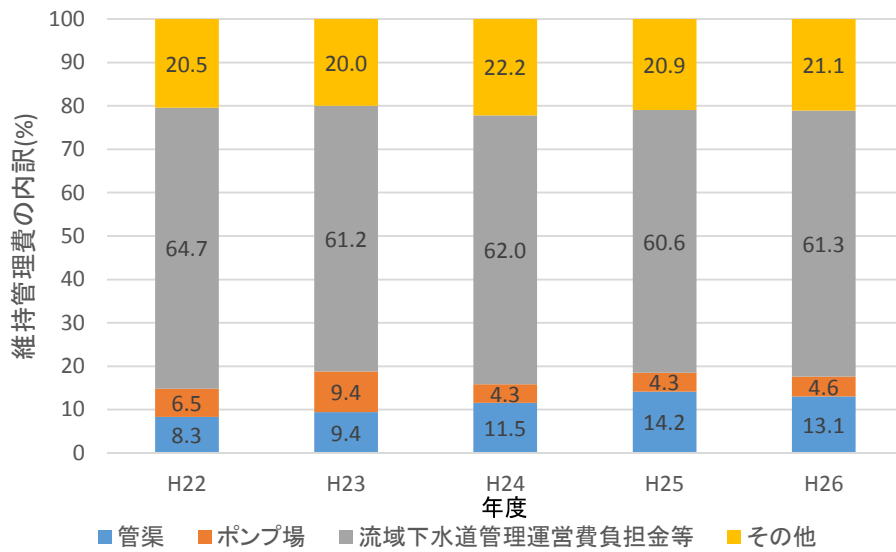


図 2-12 施設別の維持管理費の推移

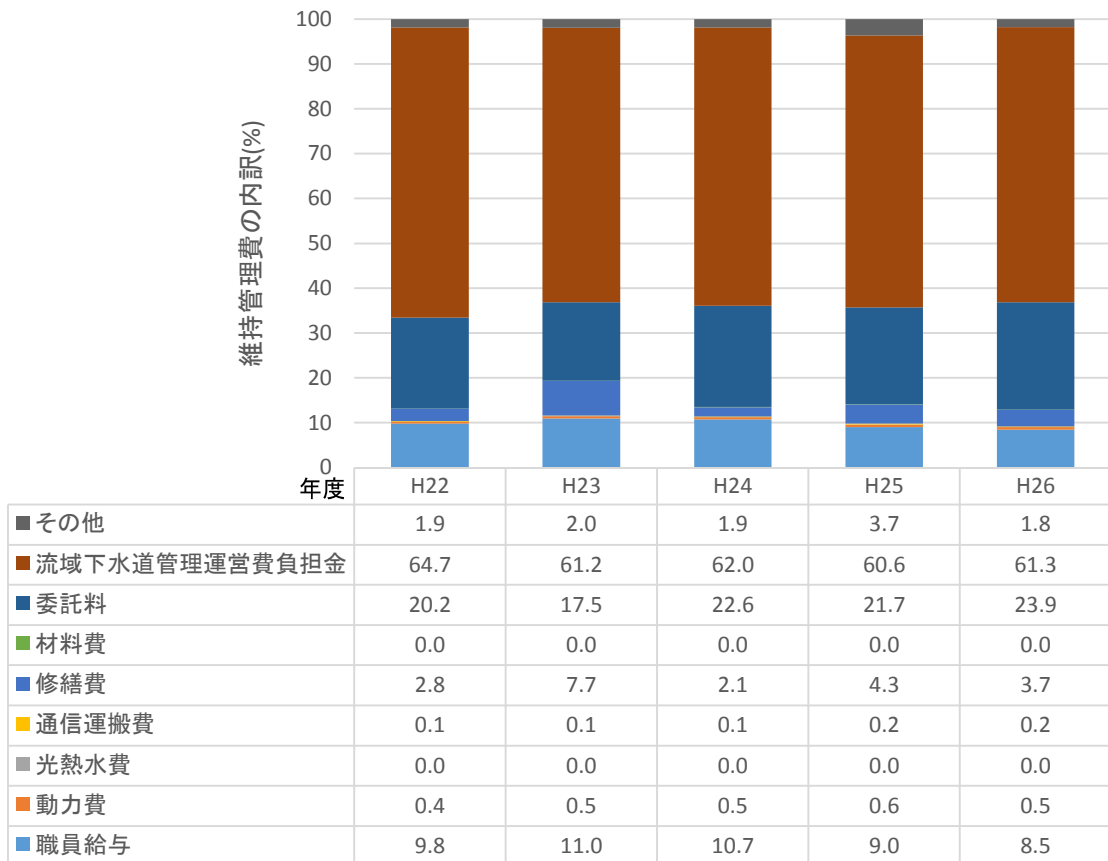


図 2-13 維持管理費の内訳

2) 事業費

本市の下水道事業は、全国的な傾向と類似しており、平成10年度の年間事業費約4,141百万円をピークに、近年は概ね1,000～1,500百万円の事業費で推移しています。事業費が減少した要因として、社会経済情勢、市の財政状況の低迷、起債額の増加に伴う経営健全化計画に基づく事業量の抑制が挙げられます。

今後は、限られた財源の中で、計画的に整備を行っていく必要があります。

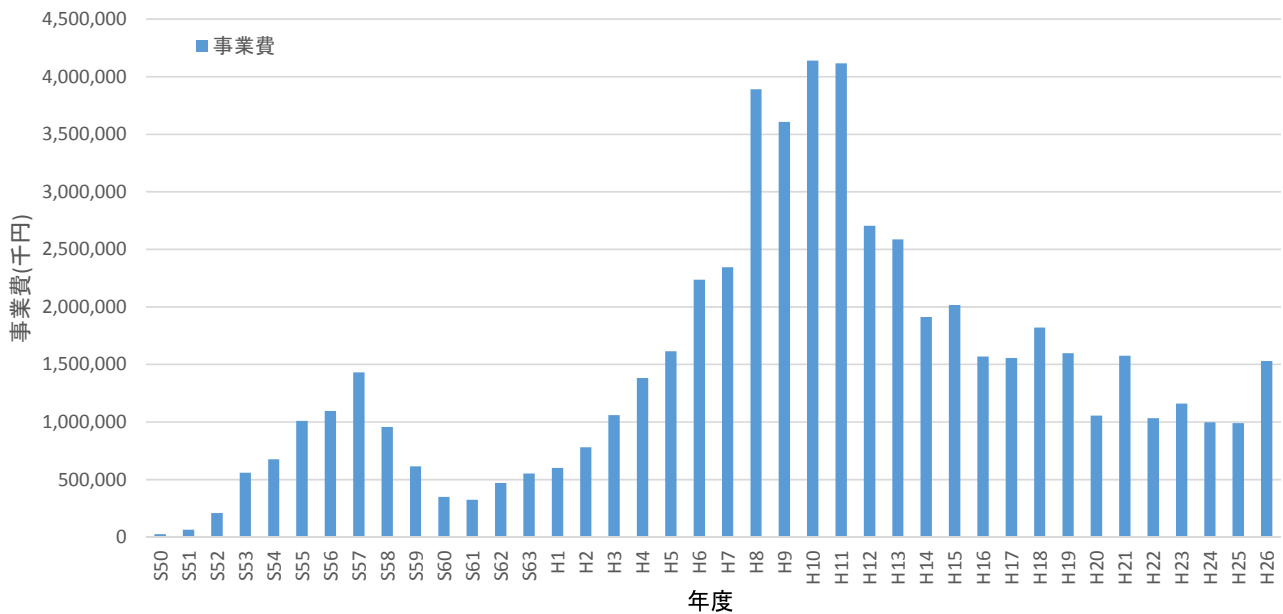


図 2-14 事業費の推移

3) 公債費

事業費に対する財源のうち、下水道経営に影響の大きい公債費（公共下水道債、流域下水道債）は、事業費と同様な推移を示しています。

地方債残高は、微増傾向にあります。施設の長寿命化対策、耐震対策、未普及地区の面整備で新たな地方債が生じることを想定し、今後の下水道に係る事業は、平準化を図っていくことが重要です。

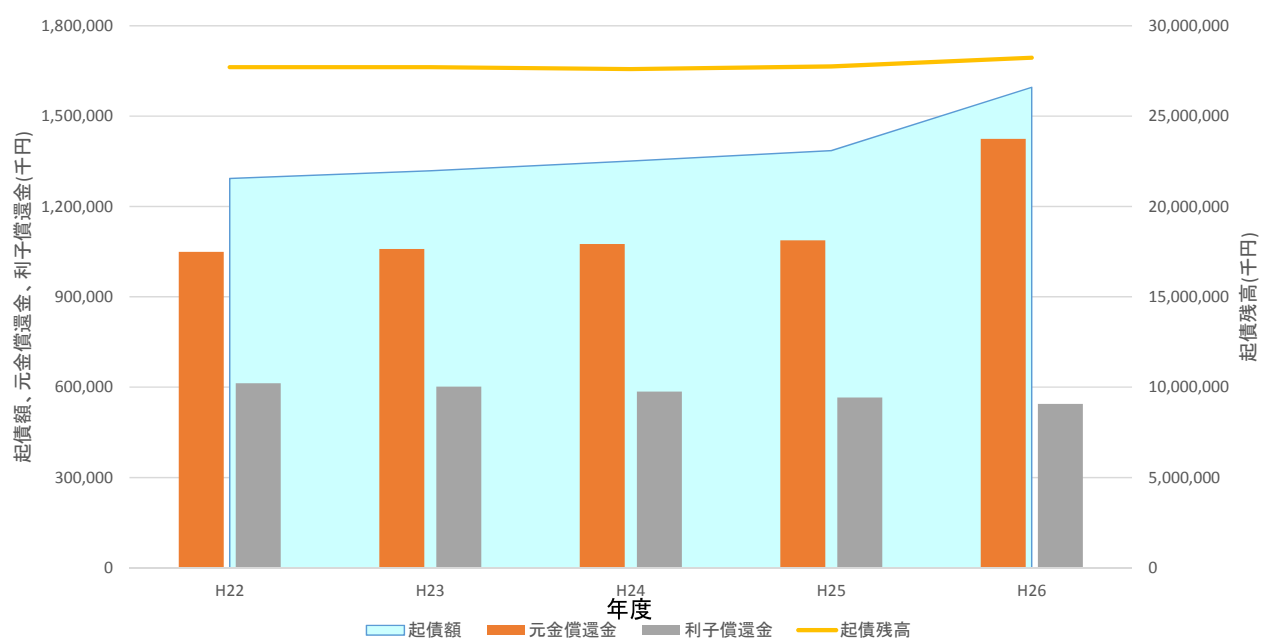


図 2-15 地方債額、地方債残高などの推移

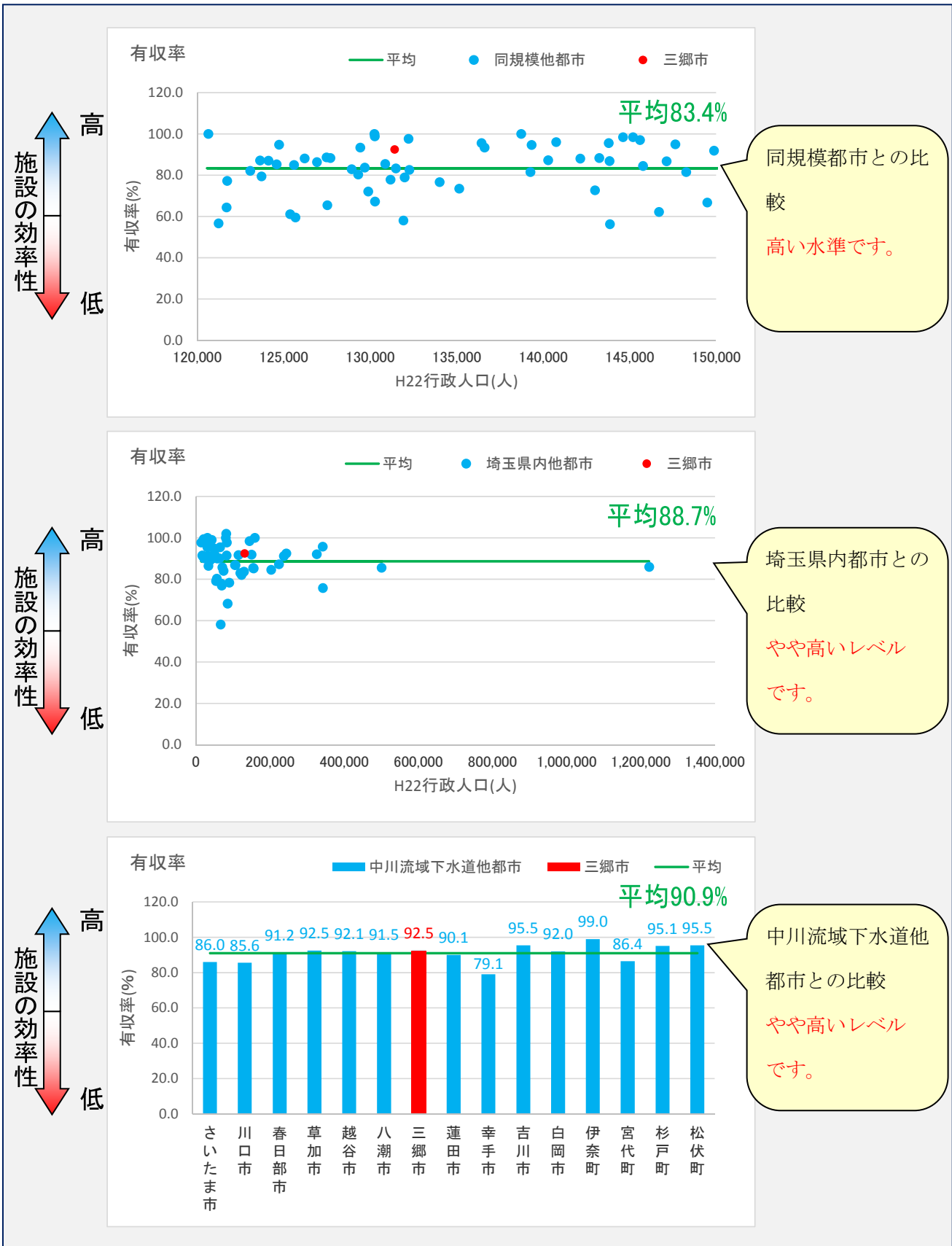
(3) 経営指標

本市における下水道経営に係る各指標を、総務省の公表している平成24年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より以下のとおり比較します。比較対象は、行政規模（行政人口（平成22年度国勢調査人口））、埼玉県内の公共下水道事業着手都市、中川流域下水道関連都市で行います。

指標の分類	指標の名称	算定式
施設の効率性	有収率	$\text{年間有収水量} / \text{年間汚水処理水量} \times 100$
	水洗化率	$\text{水洗化人口} / \text{現在処理区域内人口} \times 100$
	使用料単価	$\text{使用料収入} / \text{年間有収水量}$
	汚水処理原価	$\text{汚水処理費} / \text{年間有収水量}$
	汚水処理原価(維持管理費)	$\text{汚水処理費(維持管理費)} / \text{年間有収水量}$
	汚水処理原価(資本費)	$\text{汚水処理費(資本費)} / \text{年間有収水量}$
経営の効率性	経費回収率	$\text{使用料収入} / \text{汚水処理費} \times 100$
	経費回収率(維持管理費)	$\text{使用料収入} / \text{汚水処理費(維持管理費)} \times 100$
	処理人口1人あたりの管理運営費(汚水分)	$\text{管理運営費(汚水分)} / \text{現在処理区域内人口}$
	処理人口1人あたりの維持管理費(汚水分)	$\text{維持管理費(汚水分)} / \text{現在処理区域内人口}$
	処理人口1人あたりの資本費(汚水分)	$\text{資本費(汚水分)} / \text{現在処理区域内人口}$
	職員1人あたりの処理区域内人口	$\text{現在処理区域内人口} / \text{職員数}$
財政状態の健全性	処理区域内人口1人あたり地方債残高	$\text{地方債現在残高} / \text{現在処理区域内人口}$

①施設の効率性

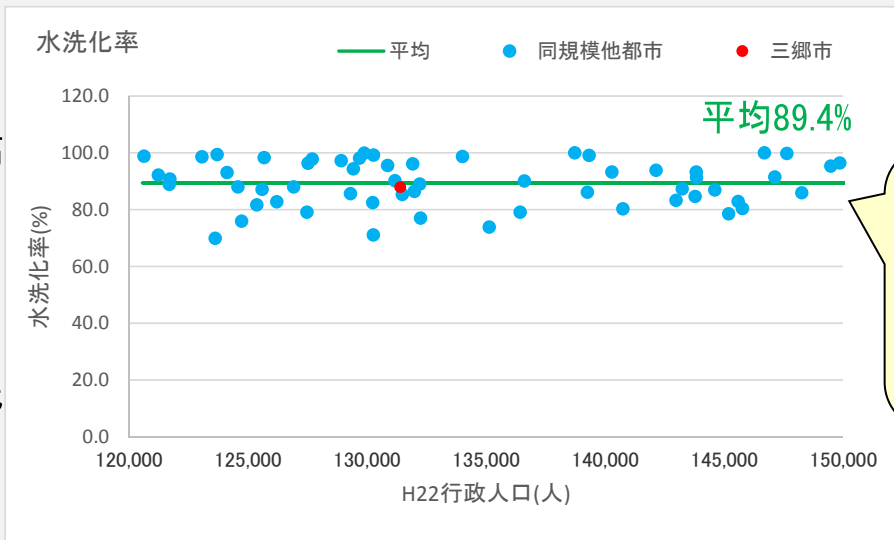
a.有収率



指標の説明) 有収率＝年間有収水量/年間汚水処理水量×100

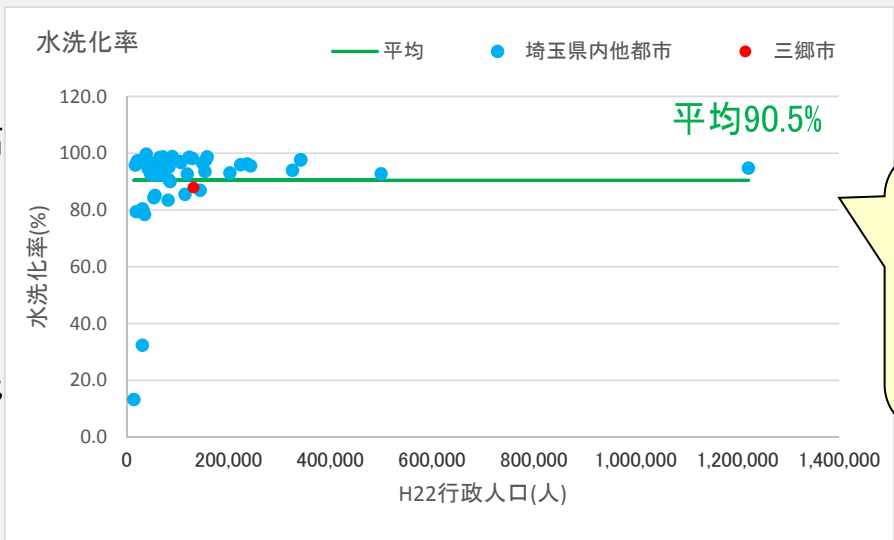
b. 水洗化率

施設の効率性
↑ 高
↓ 低



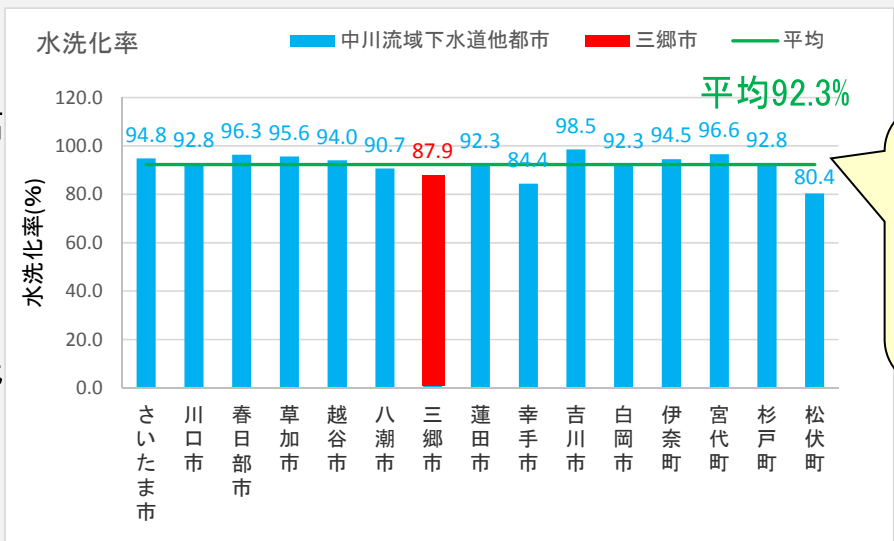
同規模都市との比較
平均的なレベル
です。

施設の効率性
↑ 高
↓ 低



埼玉県内都市との比較
平均的なレベル
です。

施設の効率性
↑ 高
↓ 低

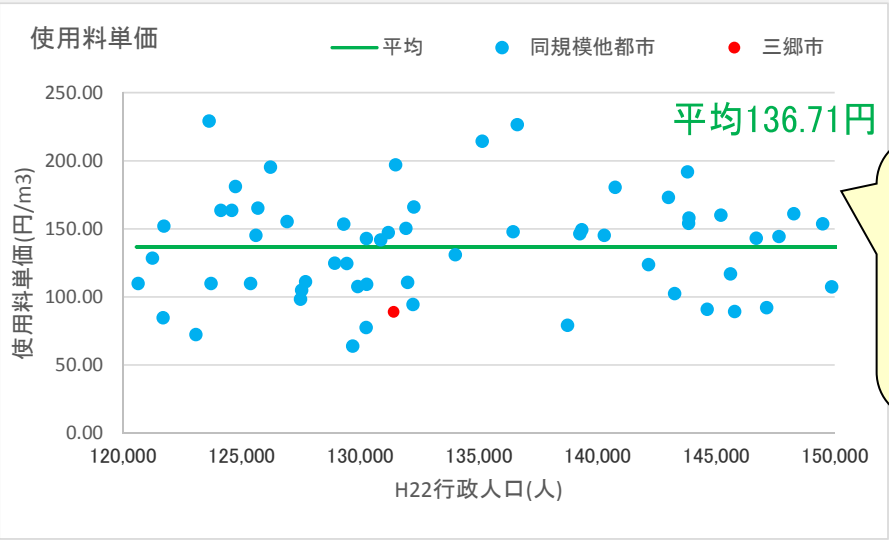


中川流域下水道他
都市との比較
平均的なレベル
です。

指標の説明) 水洗化率=水洗化人口/現在処理区域内人口×100

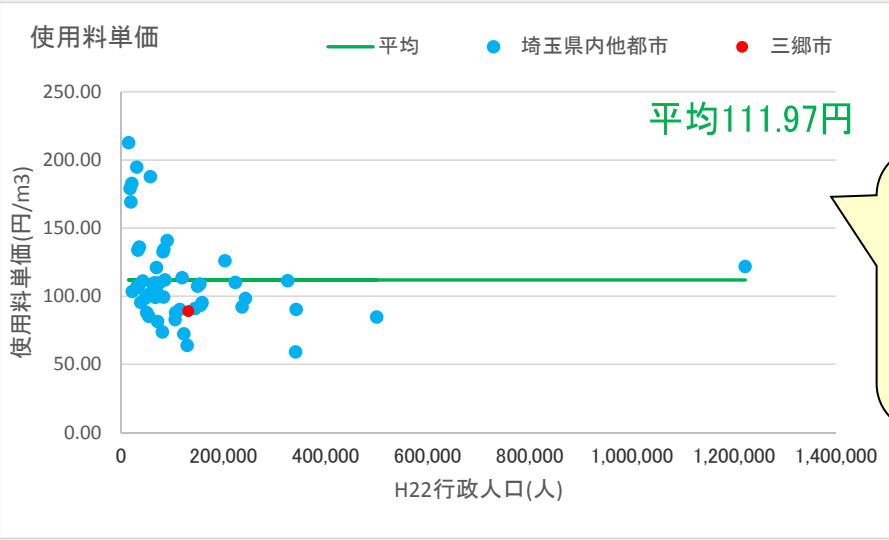
c.使用料単価

施設の効率性
高
低



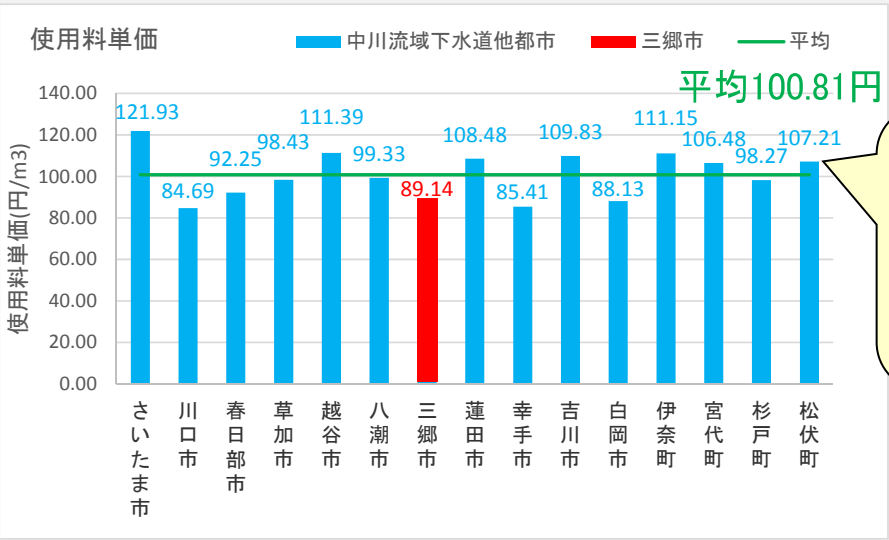
同規模都市との比較
低いレベルです。

施設の効率性
高
低



埼玉県内都市との比較
低いレベルです。

施設の効率性
高
低

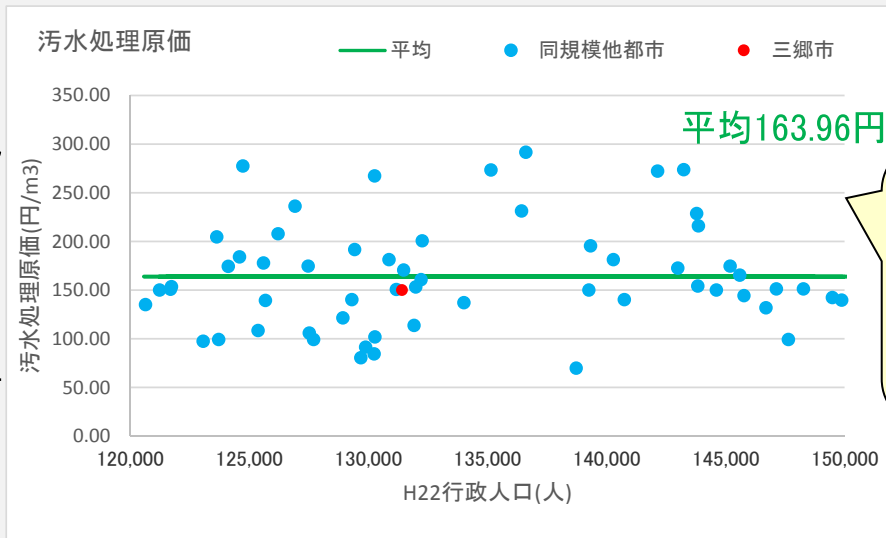


中川流域下水道他都市との比較
低いレベルです。

指標の説明) 使用料単価＝使用料収入/年間有収水量

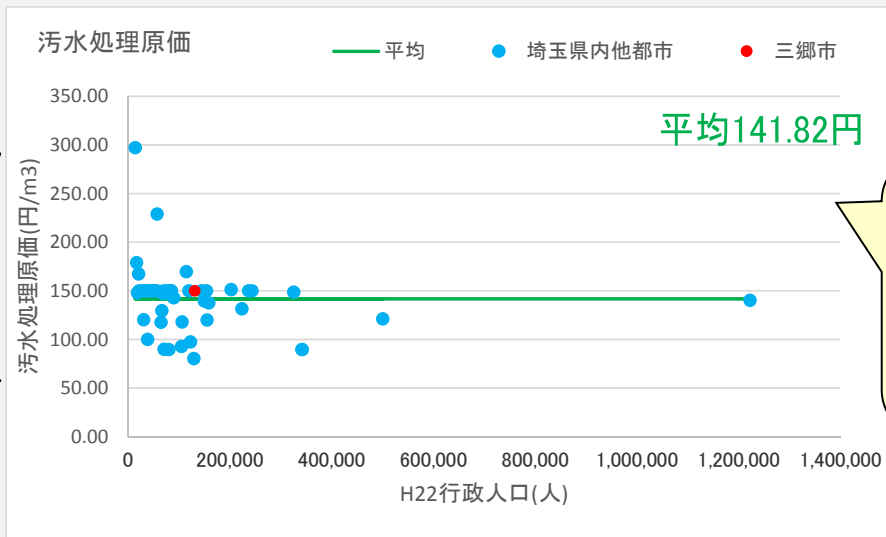
d. 汚水処理原価

施設の効率性
↑ 低
↓ 高



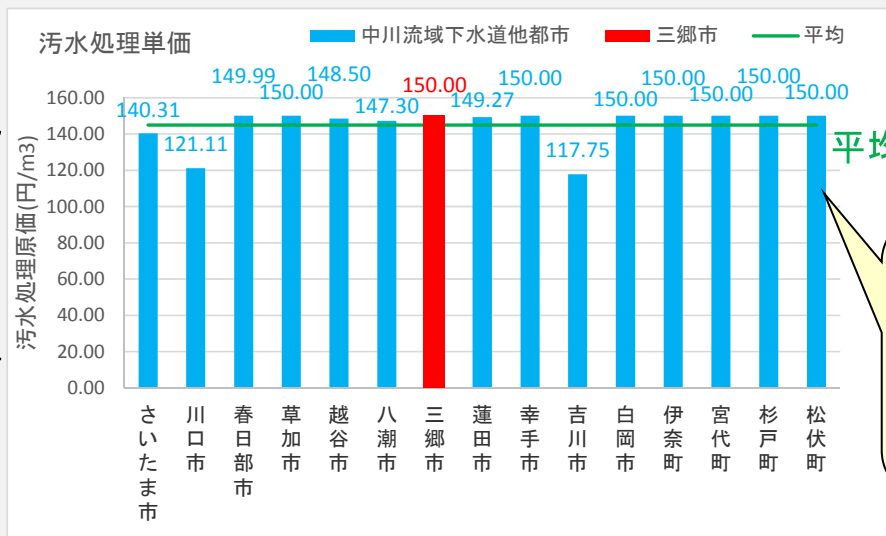
同規模都市との比較
平均的なレベル
です。

施設の効率性
↑ 低
↓ 高



埼玉県内都市との比較
平均的なレベル
です。

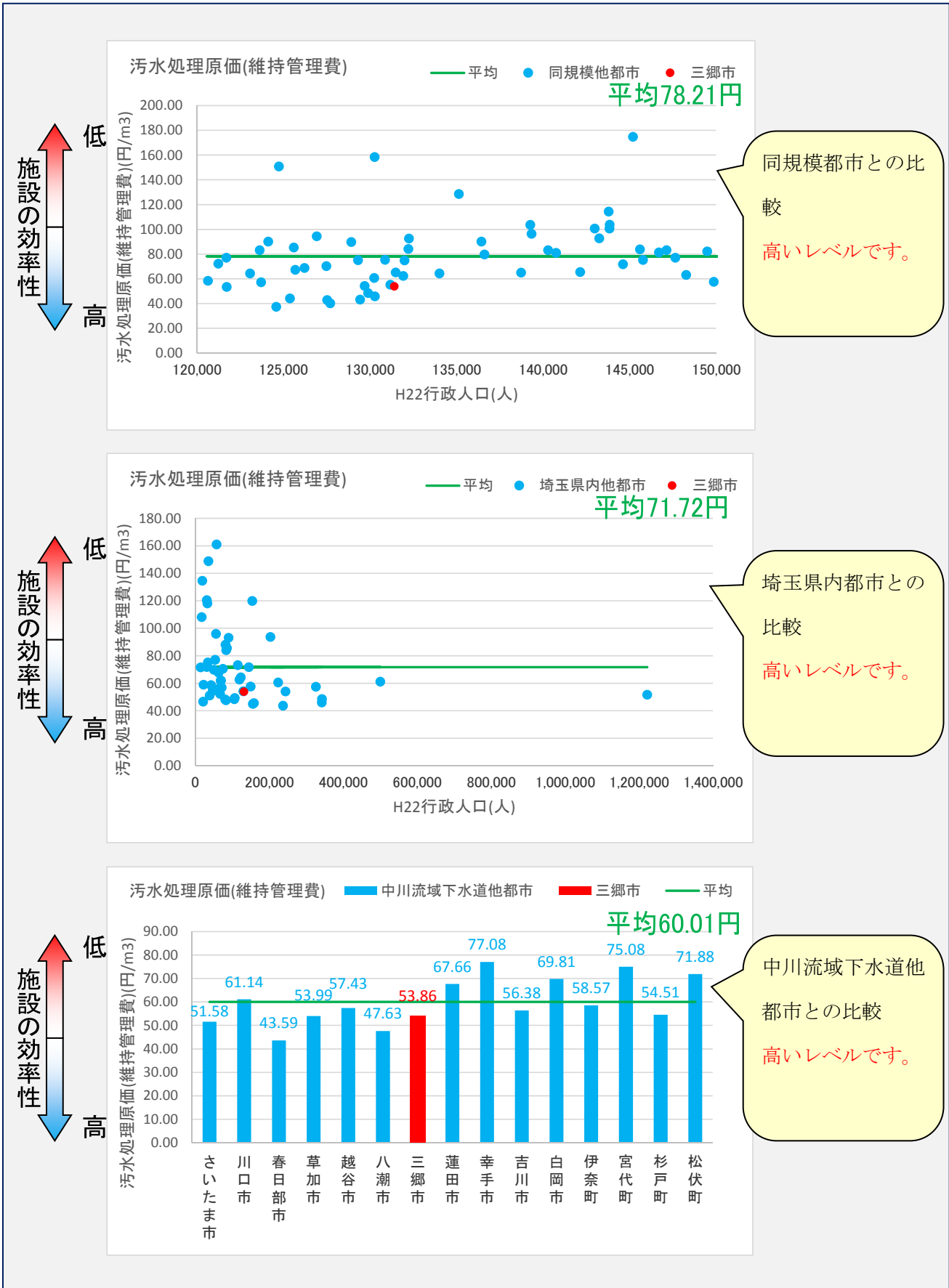
施設の効率性
↑ 低
↓ 高



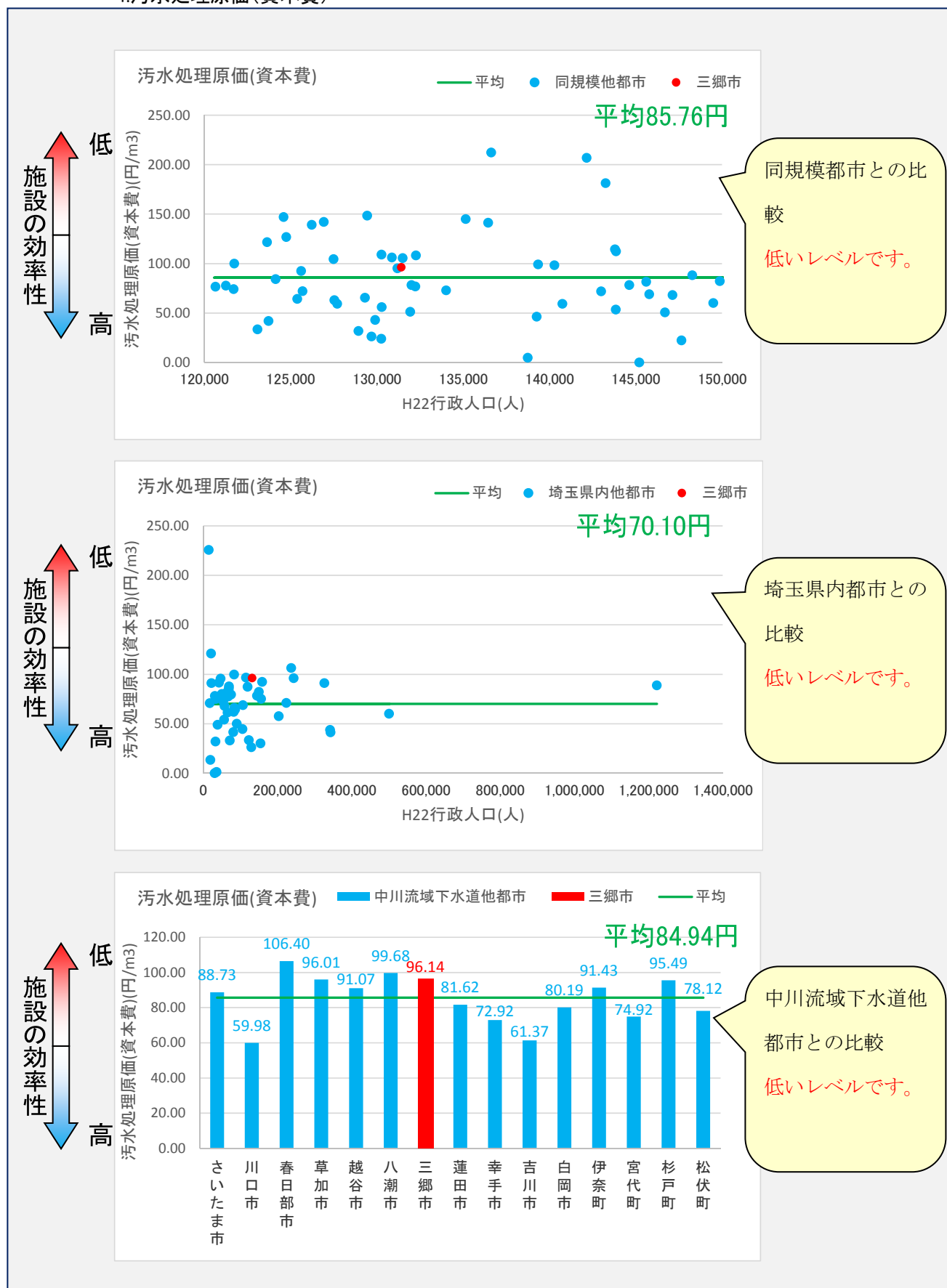
中川流域下水道他
都市との比較
平均的なレベル
です。

指標の説明) 汚水処理原価＝汚水処理費/年間有収水量

e. 汚水処理原価(維持管理費)



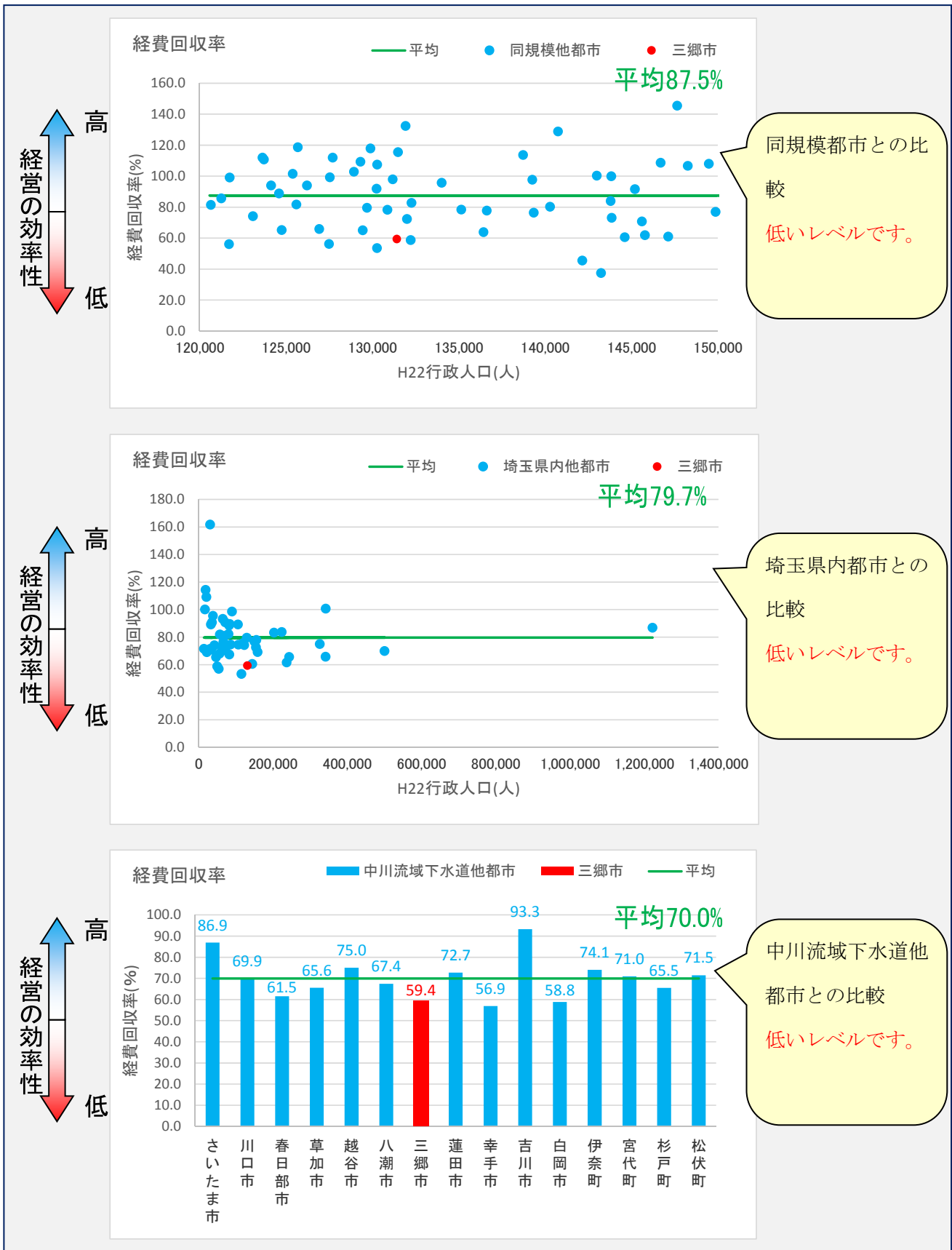
f. 汚水処理原価(資本費)



指標の説明) 汚水処理原価(資本費) = 汚水処理費(資本費) / 年間有収水量

②経営の効率性

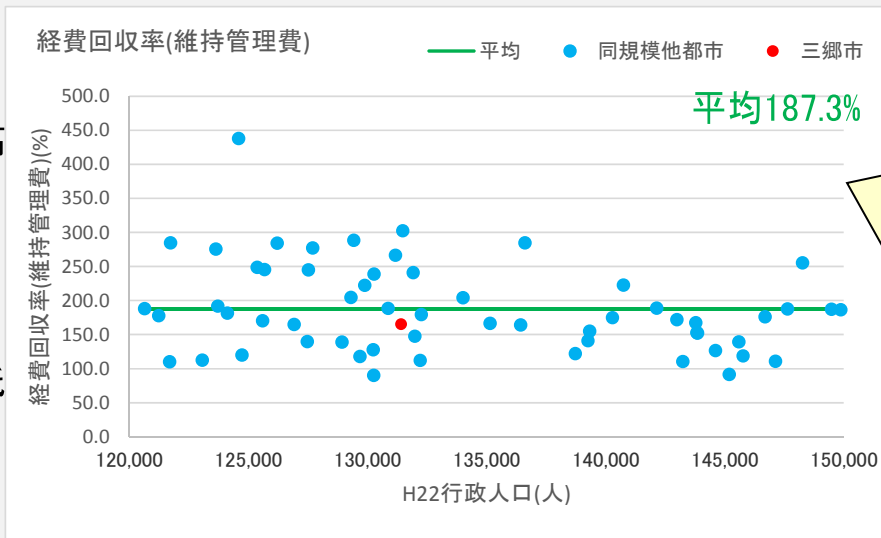
a.経費回収率



指標の説明) 経費回収率=使用料収入/汚水処理費×100

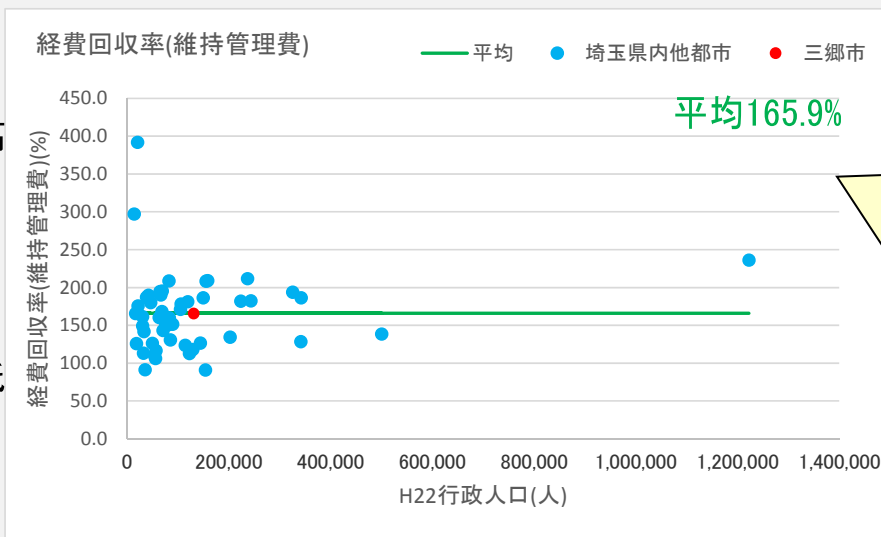
b.経費回収率(維持管理費)

経営の効率性
高
低



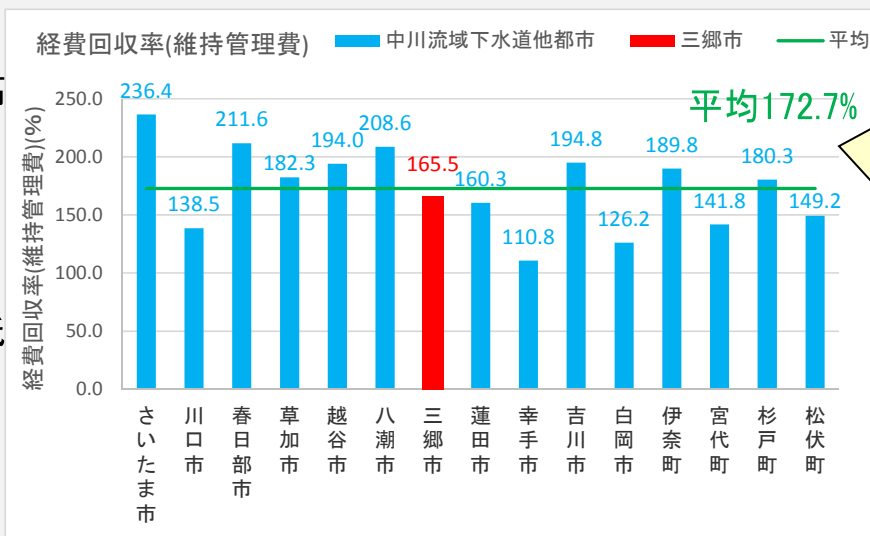
同規模都市との比較
平均的なレベル
です。

経営の効率性
高
低



埼玉県内都市との比較
平均的なレベル
です。

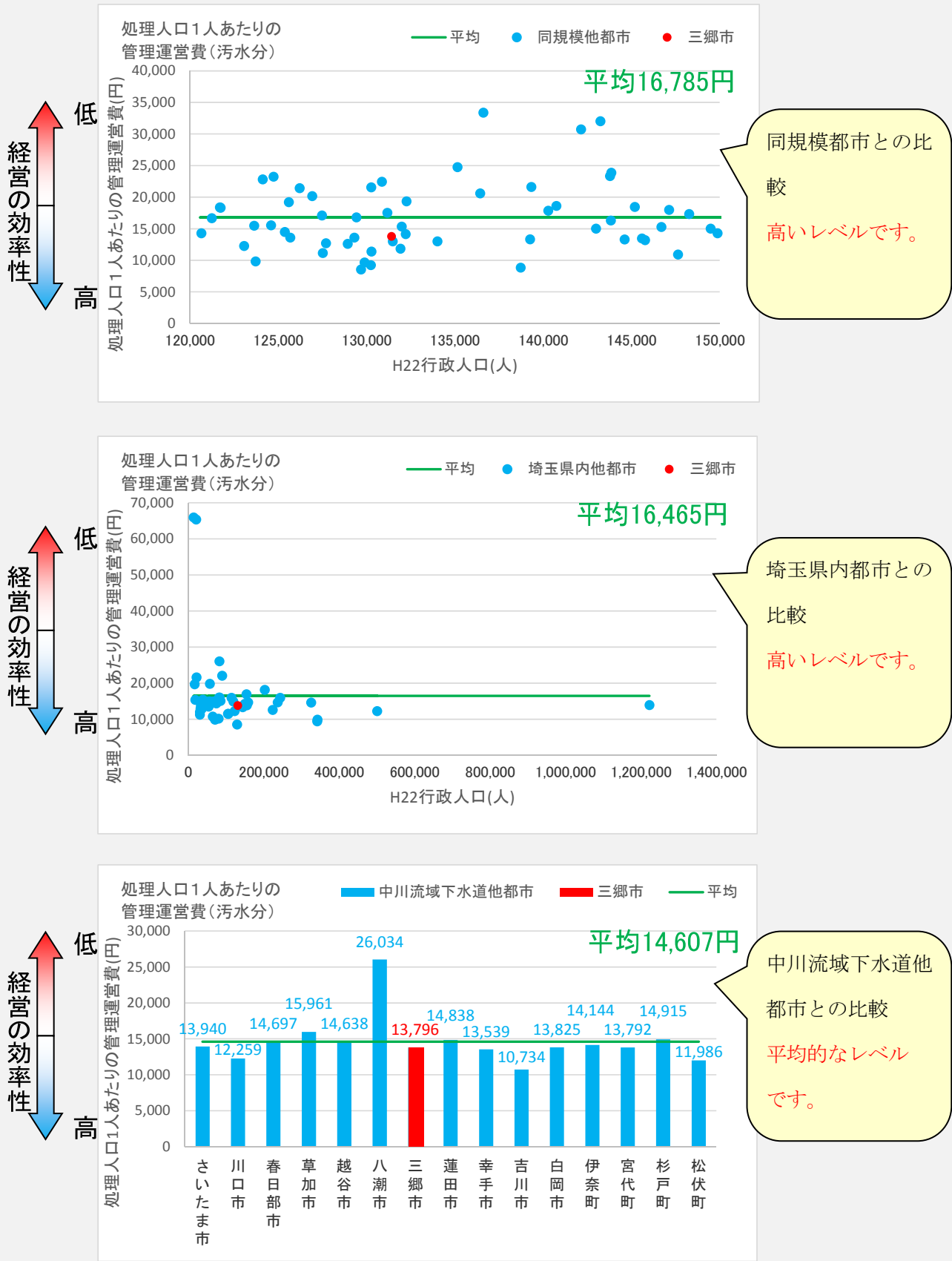
経営の効率性
高
低



中川流域下水道他
都市との比較
平均的なレベル
です。

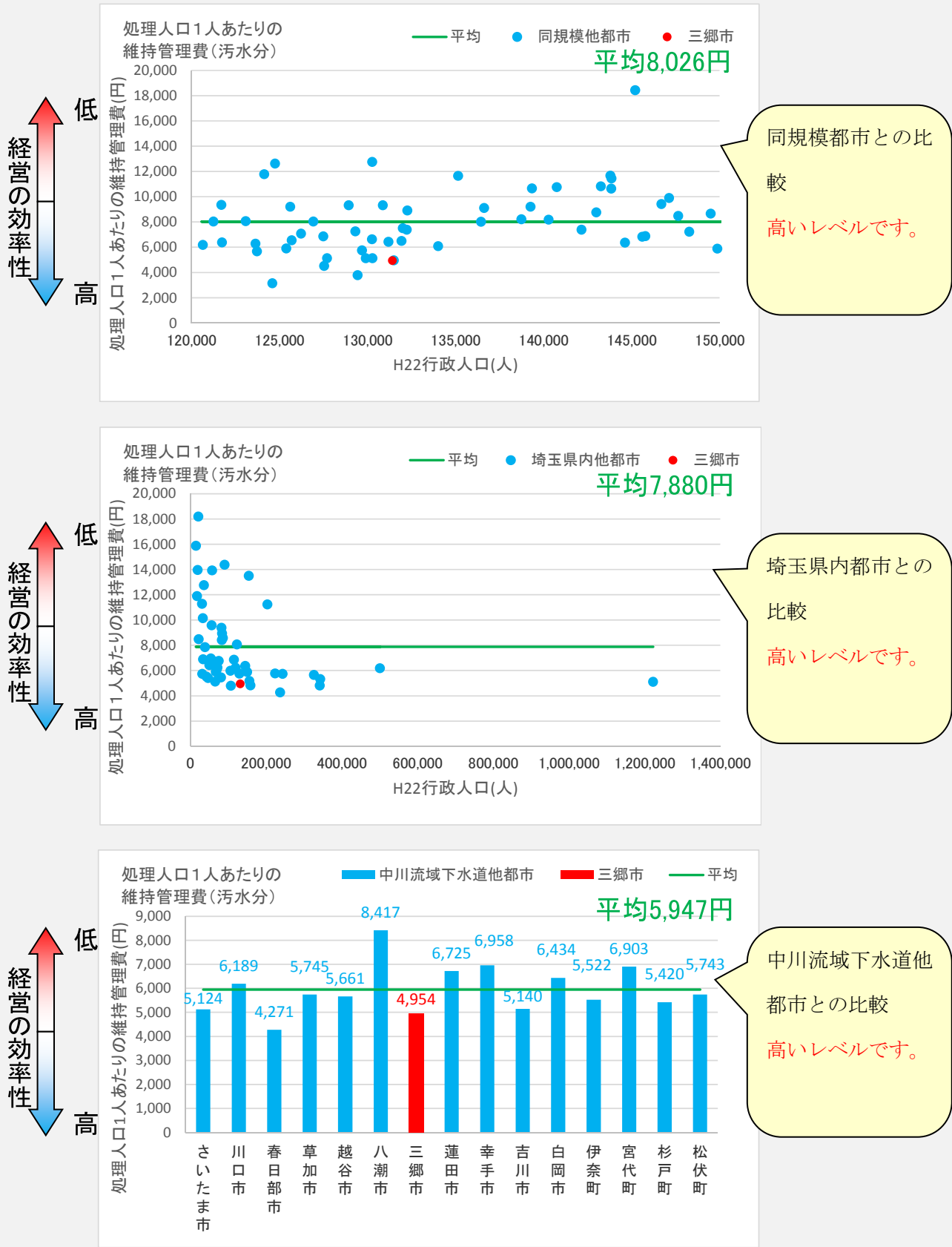
指標の説明) 経費回収率(維持管理費) = 使用料収入/汚水処理費(維持管理費) × 100

c.処理人口1人あたりの管理運営費(汚水分)



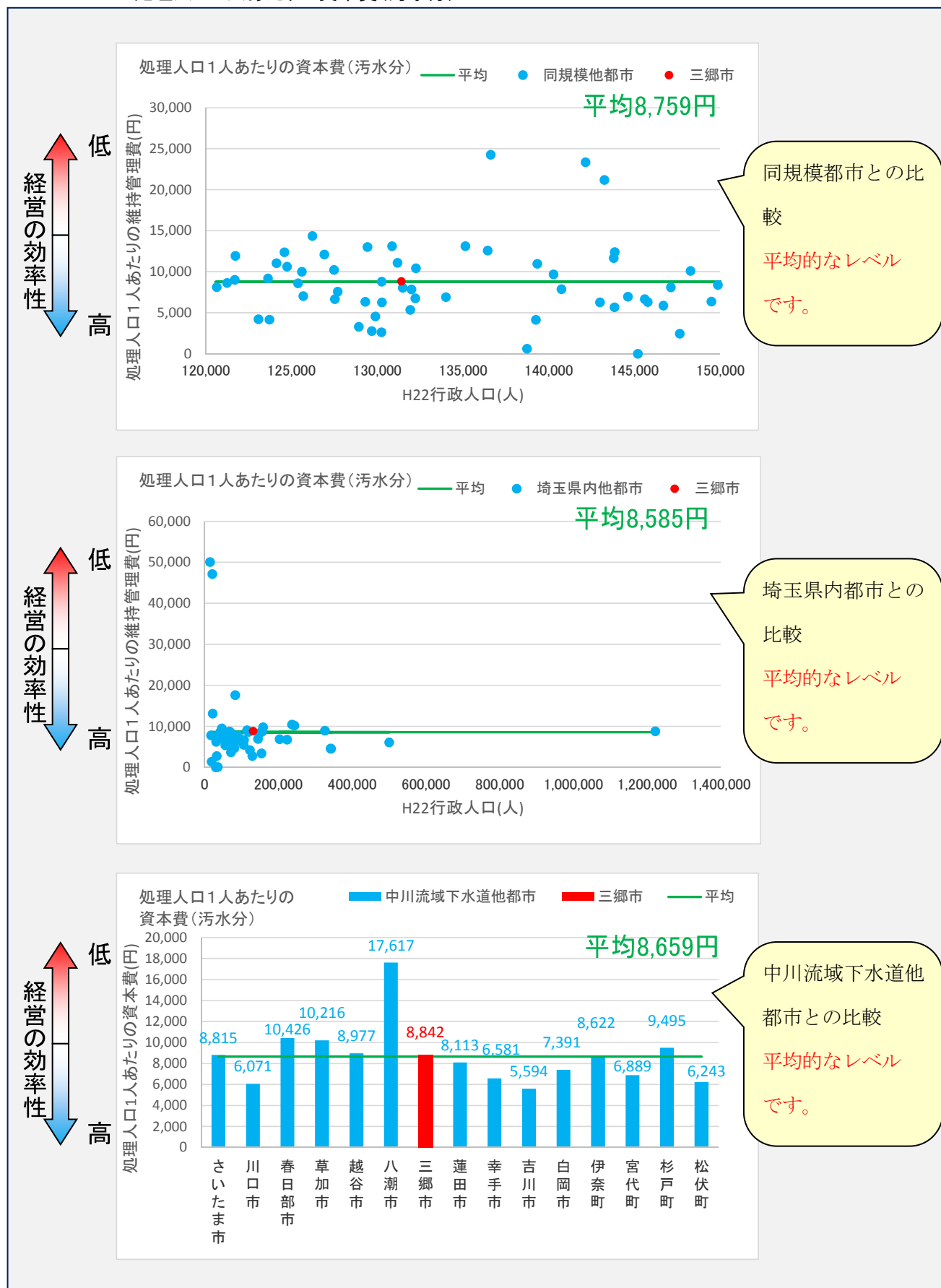
指標の説明) 処理人口1人あたりの管理運営費(汚水分) = 管理運営費(汚水分) / 現在処理区域内人口

d.処理人口1人あたりの維持管理費(汚水分)



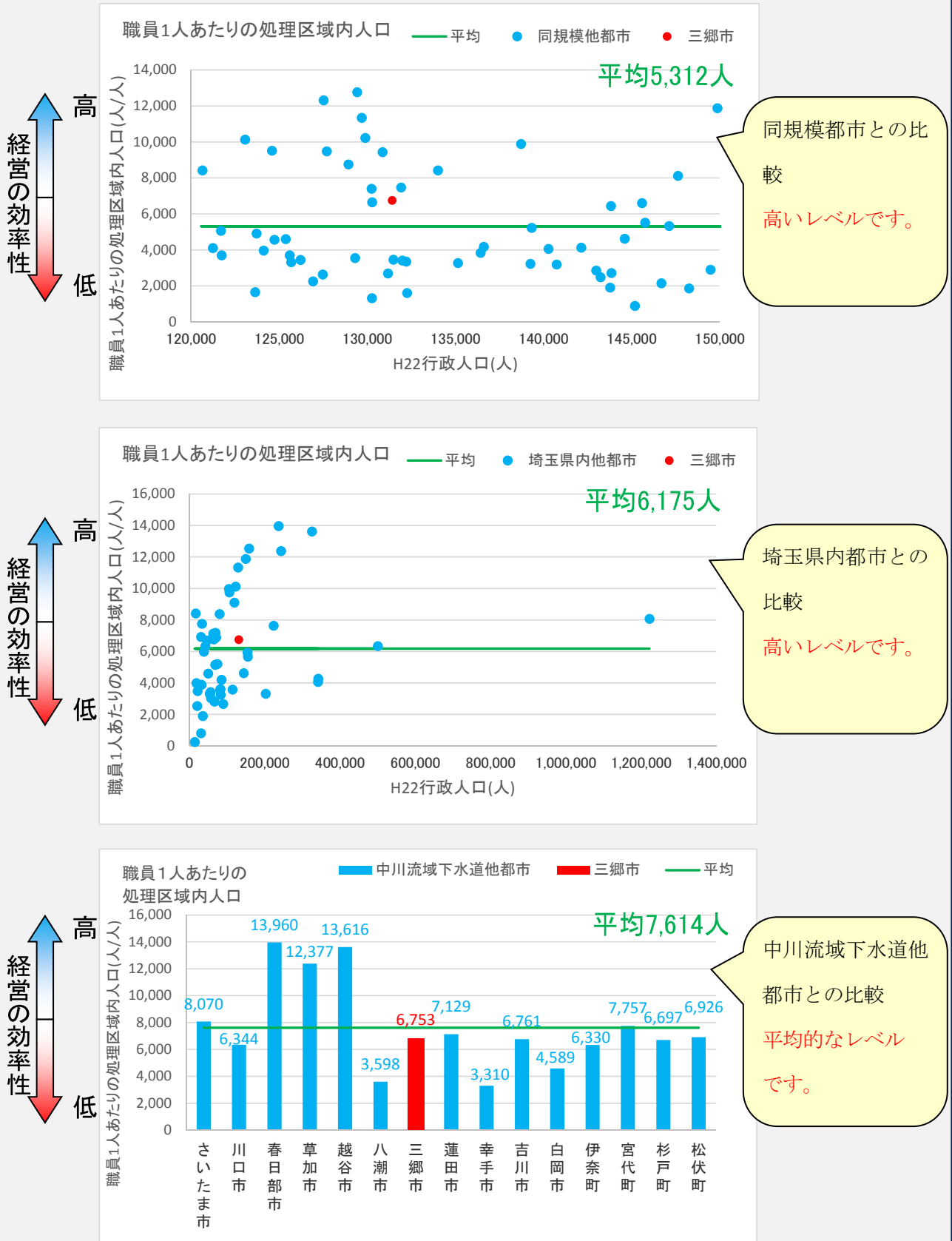
指標の説明) 処理人口1人あたりの維持管理費(汚水分) = 維持管理費(汚水分) / 現在処理区域内人口

e. 処理人口1人あたりの資本費(汚水分)



指標の説明) 処理人口1人あたりの資本費(汚水分) = 資本費(汚水分) / 現在処理区域内人口

f.職員1人あたりの処理区域内人口

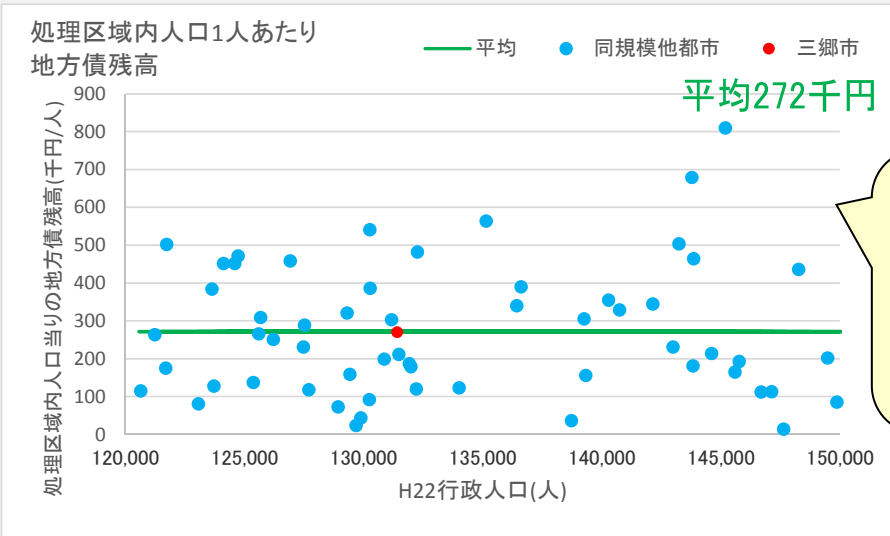


指標の説明) 職員1人あたりの処理区域内人口＝現在処理区域内人口/職員数

③財政状態の健全性

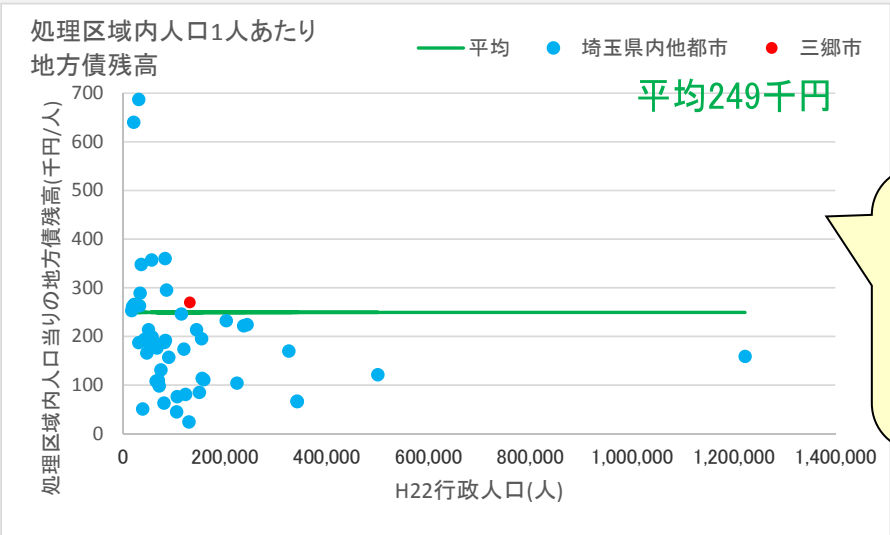
a.処理区域内人口1人あたり地方債残高

財政状態の健全性
↑ 低
↓ 高



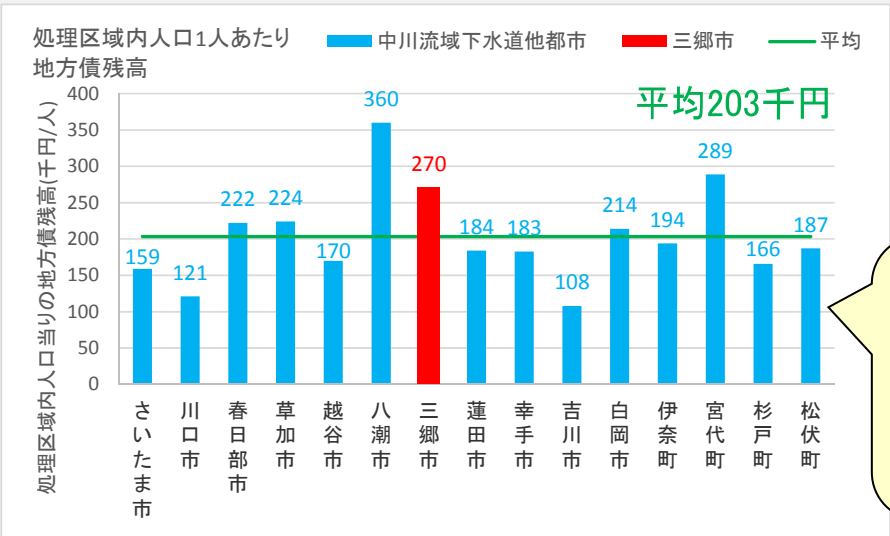
同規模都市との比較
平均的なレベル
です。

財政状態の健全性
↑ 低
↓ 高



埼玉県内都市との比較
平均的なレベル
です。

財政状態の健全性
↑ 低
↓ 高



中川流域下水道他
都市との比較
低いレベルです。

指標の説明) 処理区域内人口1人あたり地方債残高＝地方債現在残高/現在処理区域内人口

経営指標に関する総合評価

●使用料単価や汚水処理原価等からみた施設の効率性について

他の都市と比較した場合、有収率、水洗化率、汚水処理原価、汚水処理原価（維持管理費）から判断すると効率性は平均的又は高い状況にあり、使用料単価、汚水処理原価（資本費）から判断すると効率性は低い状況にあります。

→**使用料単価が安価、資本費が高価、維持管理費が安価**

●経費回収率等からみた経営の効率性について

他の都市と比較した場合、経費回収率（維持管理費）、処理人口1人あたりの管理運営費、処理人口1人あたりの維持管理費、処理人口1人あたりの資本費、職員1人あたりの処理区域内人口から判断すると効率性は平均的又は高い状況にあり、経費回収率から判断すると効率性は低い状況にあります。

→**維持管理費が安価であるが資本費を含めた処理原価に対する使用料の割合が低い、職員数が適正**

●地方債残高から見た財政状態の健全性について

やや健全性が低い状況です。

→地方債残高が多い

◎総合評価

今後は、水洗化率の向上を図った上で、下水道使用料の適正化が重要課題となります。維持管理費については、現状、他都市と比較すると低い水準にあるため、維持、継続していくことも必要となります。

(4) 地方公営企業法の適用について

地方公営企業法の全部又は一部の適用により導入される公営企業会計は、近年、資本制度の見直し（平成24年度から適用）、会計基準の見直し（平成26年度予算・決算から適用）により、民間の企業会計基準とのより一層の整合性が図られてきました。公営企業会計を導入することにより、本市は、公営企業の経営成績（損益情報）や財政状況（ストック情報）などの経営状況をよりの確に把握することが可能となります。

さらに、施設の更新など経営基盤の計画的な整備を行う基礎情報となる資産の現状把握（施設の経済的価値、老朽化等の状況の適正な把握、投資資金の期間配分額の算定による料金対象原価の適正な計算等）も可能となります。このため、地方公営企業法を適用していない公営企業が引き続き公営企業として事業を行う場合には、地方公営企業法の全部又は一部を積極的に適用することが必要です。中でも、資産の規模が大きく、また、住民生活に密着したサービスを提供する下水道事業については、基本的に公営企業会計を導入することが必要です。

一方、平成27年1月27日に総務省より、公営企業会計の適用の推進について次のとおり通達されています。

「地方公営企業法を適用していない公営企業については、平成27年から平成31年度までの5年間で、公営企業会計に移行すること、また、特に資産規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いことから、重点的に取り込むこと」

よって、本市においても公営企業会計の導入検討を行っていくことが必要です。

第3章 中期経営計画の基本方針

1. 計画の位置付け

「三郷市公共下水道事業中期経営計画」は、「第5次三郷市行政改革推進計画」の趣旨、及び国の指示を踏まえて策定するものです。今後は、この「三郷市公共下水道事業中期経営計画」に基づいて実行していきます。

2. 計画期間

三郷市公共下水道事業中期経営計画は、国の通知に基づき、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とします。

3. 中期経営計画の目標

- ① 計画的に施設整備を進め、概ね10年間を目標に市街化区域内を整備完了
- ② 使用料の適正化、維持管理費の削減により経費回収率を向上
- ③ 地方公営企業法適用に向け資産の評価・企業会計への移行の取組み
- ④ 下水道の役割や環境への配慮を市民に説明し、水洗化率の向上
- ⑤ 効率的な組織体制、人材の育成
- ⑥ 施設の老朽化対策
- ⑦ 計画的な事業の推進による公債費の適正化
- ⑧ 情報の公開と経営の見える化

4. 経営健全化への取組

(1) 整備の推進

下水道事業計画に基づき市街化区域内の整備を進め、快適な地域環境の創出を図ります。また、工事に当たっては、地域の実情に配慮しつつ、コストの低減を検討していきます。

(2) 経費回収率の向上

経費回収率の向上を図るには、下水道使用料による収入確保と維持管理費等の支出削減を図る必要があります。

下水道使用料については、他都市と比べると安価な状況にあります。公営企業として独立採算を達成するため、下水道使用料の適正化に努めます。

また、維持管理費は、経常的経費であるものの投資的経費と比べると低い割合にあります。

(3) 企業会計移行に向けた取組

公共下水道事業は、多額の資産を有し、中長期的に経営を判断する必要があることから、企業会計の原則による損益取引と資本取引を区分し、発生主義による期間損益計算を行い、財務諸表により財政状態及び経営成績を明確に表示・把握することにより、経理内容の明確化と企業経営の健全化を図ることが望まれます。

地方公営企業法の適用は、減価償却という期間損益計算により使用料対象原価が明確になり、損益取引と資本取引との分類をすることにより、経営状況等を把握することが可能となります。将来の経営計画を策定するためにも積極的に法適用に取り組んでいく方針とします。

(4) 水洗化率の向上

水洗化の促進を図るための活動として、職員による戸別訪問やはがきによる啓発活動、工事説明会、広報・ホームページを通じたPRを行い、水洗化率の向上を目指します。

徐々に普及から維持管理へ移行しつつある状況下において、維持管理費については、更なるコスト縮減に向け、施策・手法を模索していきます。

(5) 組織、人材に関する取組

市の下水道職員は、近年、減少傾向にありますが、事務事業の見直しを推進し、効率的な組織体制・人員配置の確立を行います。また、豊富な経験と知識を有するベテラン職員から若手職員への技術の継承を促進します。

(6) 施設老朽化対策

下水道管の老朽化は、不明水の増加や道路陥没等の事故につながります。平成 36 年以降、標準耐用年数を迎える管渠が増大することを踏まえ、改築・更新対策の前倒しや先送り等の事業平準化を図り、計画的な老朽化対策に取り組めます。また、ポンプ場の長寿命化対策も進めていきます。

(7) 公債費の適正化

下水道施設の整備は、整備効果が長期間にわたって発揮されるため、世代間の負担の公平を図る等の観点から、建設財源として地方債が活用されています。

下水道事業に係る地方債残高は、平成 26 年度末で 270 億円となっています。

今後も計画的に事業を進め、単年度の地方債発行額の急激な上昇を抑制するように努め、公債費の適正化を図ります。

(8) 情報の公開、経営の透明化

下水道事業の経営状況については、使用料及び税金等の形態で経営を支え、そのサービスの受益者である市民への公表が求められます。

使用料水準、人件費等については、決算統計及び経営指標を積極的に利用し、類似団体の公表するデータと比較するなど、受益者が理解しやすいように工夫し、積極的に情報公開に努めます。

第4章 事業計画

1. 将来の需要予測

(1) 汚水整備に係る需要予測

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度 (予定)	平成 29 年度 (予定)	平成 30 年度 (予定)	平成 31 年度 (予定)	平成 32 年度 (予定)
行政人口 (人)	137,799	138,684	139,502	140,239	140,894	141,743
整備面積 (ha)	1,219.36	1,244.36	1,268.90	1,293.44	1,317.98	1,342.52
当該年整備面積 (ha)	25.00	25.00	24.54	24.54	24.54	24.54
処理区域内人口 (人)	105,857	106,736	107,599	108,462	109,325	110,188
水洗化人口 (人)	94,583	95,774	96,951	98,137	99,283	100,435
普及率	76.8%	77.0%	77.1%	77.3%	77.6%	77.7%
水洗化率	89.3%	89.7%	90.1%	90.5%	90.8%	91.1%

項 目	平成 33 年度 (予定)	平成 34 年度 (予定)	平成 35 年度 (予定)	平成 36 年度 (予定)	平成 37 年度 (予定)
行政人口 (人)	142,524	143,227	143,307	143,290	143,179
整備面積 (ha)	1,367.06	1,391.60	1,416.14	1,440.68	1,466.30
当該年整備面積 (ha)	24.54	24.54	24.54	24.54	25.62
処理区域内人口 (人)	111,051	111,914	112,777	113,640	114,179
水洗化人口 (人)	101,593	102,757	103,925	105,099	106,326
普及率	77.9%	78.1%	78.7%	79.3%	80.0%
水洗化率	91.5%	91.8%	92.2%	92.5%	92.8%

注 1) 行政人口は「三郷市版人口ビジョン」と整合を図っています。

注 2) 各年度末の予定値を示しています。

(2) 設備投資計画

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度 (予定)	平成 29 年度 (予定)	平成 30 年度 (予定)	平成 31 年度 (予定)	平成 32 年度 (予定)
管渠整備延長(m)	8,258	7,500	7,362	7,362	7,362	7,362
建設費(千円)	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
長寿命化費用(千円)	-	50,000	50,926	50,926	50,926	50,926
地震対策費用(千円)	9,000	50,000	50,926	50,926	50,926	50,926
総建設費(千円)	1,259,000	1,350,000	1,351,852	1,351,852	1,351,852	1,351,852

項 目	平成 33 年度 (予定)	平成 34 年度 (予定)	平成 35 年度 (予定)	平成 36 年度 (予定)	平成 37 年度 (予定)
管渠整備延長(m)	7,362	7,362	7,362	7,362	7,686
建設費(千円)	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,305,000
長寿命化費用(千円)	50,926	50,926	50,926	50,926	50,926
地震対策費用(千円)	50,926	50,926	50,926	50,926	50,926
総建設費(千円)	1,351,852	1,351,852	1,351,852	1,351,852	1,406,852

注 1) 計画期間内の雨水整備は治水関連部署で対応します。

注 2) 建設費には委託料及び流域下水道建設負担金を含みません。

注 3) 平成 29 年度以降の建設費、長寿命化費用、地震対策費用は、消費税が現行の 8% から 10%に改定されることを考慮しています。

2. 中期指標

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度 (予定)	平成 29 年度 (予定)	平成 30 年度 (予定)	平成 31 年度 (予定)	平成 32 年度 (予定)
収益的収支比率	51.3%	52.9%	60.0%	58.7%	59.6%	58.0%
使用料単価(円/m ³)	91.3	91.3	93.0	93.0	93.0	93.0
汚水処理原価(円/m ³)	155.0	155.0	157.9	160.9	160.9	160.9
使用料回収率	58.9%	58.9%	58.9%	57.8%	57.8%	57.8%

項 目	平成 33 年度 (予定)	平成 34 年度 (予定)	平成 35 年度 (予定)	平成 36 年度 (予定)	平成 37 年度 (予定)
収益的収支比率	56.8%	56.4%	56.6%	56.9%	57.0%
使用料単価(円/m ³)	93.0	91.3	93.0	93.0	93.0
汚水処理原価(円/m ³)	160.9	160.9	160.9	160.9	160.9
使用料回収率	57.8%	57.8%	57.8%	57.8%	57.8%

注 1) 流域下水道管理運営負担金単価は、平成 27 年度に 32 円/m³から 37 円/m³へ、平成 30 年度に 37 円/m³から 40 円/m³へ改定されることを見込んでいます。

注 2) 収益的収支比率とは、次頁の表中の総収益／（総費用＋地方債償還金）×100 で算出される率です。

注 3) 平成 29 年度以降の使用料単価及び汚水処理原価は、消費税が現行の 8%から 10%に改定されることを考慮しています。

3. 中期財政収支計画

(1) 収益的収支及び資本的収支

(単位：千円)

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度 (予定)	平成 29 年度 (予定)	平成 30 年度 (予定)	平成 31 年度 (予定)	平成 32 年度 (予定)
収益的収支						
1. 総収益	1,455,435	1,500,319	1,741,236	1,755,290	1,768,869	1,782,519
下水道使用料	863,000	907,884	1,148,801	1,162,855	1,176,434	1,190,084
その他の営業収益(①)	56,400	56,400	56,400	56,400	56,400	56,400
営業外収益	536,035	536,035	536,035	536,035	536,035	536,035
うち他会計繰入金(②)	530,600	530,600	530,600	530,600	530,600	530,600
うちその他	5,435	5,435	5,435	5,435	5,435	5,435
2. 総費用	1,343,698	1,311,547	1,320,572	1,356,362	1,352,154	1,348,620
人件費(職員給与費)	48,905	48,905	48,905	48,905	48,905	48,905
支払利息	576,727	538,696	528,395	518,206	507,768	497,971
その他	251,066	251,066	255,715	255,715	255,715	255,715
流域下水道管理 運営負担金	467,000	472,881	487,557	533,536	539,766	546,029
経常損益	111,737	188,772	420,664	398,928	416,715	433,900
資本的収支						
1. 資本的収入	3,303,940	3,298,279	3,135,770	3,208,433	3,173,282	3,269,231
地方債	1,813,700	1,931,279	1,764,694	1,838,737	1,803,586	1,899,535
他会計補助金(③)	633,000	633,000	633,000	633,000	633,000	633,000
国補助金	400,000	659,000	663,076	663,076	663,076	663,076
その他	457,240	75,000	75,000	73,620	73,620	73,620
2. 資本的支出	3,415,677	3,487,051	3,556,434	3,607,361	3,589,997	3,703,131
建設改良費	1,921,192	1,962,721	1,975,846	1,975,846	1,975,846	1,975,846
地方債償還金	1,494,485	1,524,330	1,580,588	1,631,515	1,614,151	1,727,285
収支差引	△111,737	△188,772	△420,664	△398,928	△416,715	△433,900
総収支差引	0	0	0	0	0	0

注 1) 建設改良費には委託料及び流域下水道建設負担金を含んでいます。

注 2) 平成 29 年度以降の下水道使用料、流域下水道管理運営負担金、建設改良費は、消費税が現行の 8%から 10%に改定されることを考慮しています。

注 3) 他会計繰入金は、表中の①、②、③です。

(単位：千円)

項 目	平成 33 年度 (予定)	平成 34 年度 (予定)	平成 35 年度 (予定)	平成 36 年度 (予定)	平成 37 年度 (予定)
収益的収支					
1. 総収益	1,796,241	1,810,034	1,823,873	1,837,785	1,852,324
下水道使用料	1,203,806	1,217,599	1,231,438	1,245,350	1,259,889
その他の営業収益(①)	56,400	56,400	56,400	56,400	56,400
営業外収益	536,035	536,035	536,035	536,035	536,035
うち他会計繰入金(②)	530,600	530,600	530,600	530,600	530,600
うちその他	5,435	5,435	5,435	5,435	5,435
2. 総費用	1,344,446	1,339,934	1,335,642	1,332,985	1,330,103
人件費（職員給与費）	48,905	48,905	48,905	48,905	48,905
支払利息	487,501	476,661	466,019	456,979	447,426
その他	255,715	255,715	255,715	255,715	255,715
流域下水道管理 運営負担金	552,325	558,653	565,003	571,386	578,057
経常損益	451,795	470,099	488,231	504,800	522,220
資本的収支					
1. 資本的収入	3,339,539	3,372,995	3,373,485	3,369,616	3,428,250
地方債	1,969,843	2,003,299	2,003,789	1,999,920	2,039,304
他会計補助金(③)	633,000	633,000	633,000	633,000	633,000
国補助金	663,076	663,076	663,076	663,076	682,326
その他	73,620	73,620	73,620	73,620	73,620
2. 資本的支出	3,791,333	3,843,094	3,861,716	3,874,416	3,950,470
建設改良費	1,975,846	1,975,846	1,975,846	1,975,846	2,030,846
地方債償還金	1,815,487	1,867,248	1,885,870	1,898,570	1,919,624
収支差引	△451,794	△470,099	△488,231	△504,800	△522,220
総収支差引	0	0	0	0	0

注 1) 建設改良費には委託料及び流域下水道建設負担金を含んでいます。

注 2) 平成 29 年度以降の下水道使用料、流域下水道管理運営負担金、建設改良費は、消費税が現行の 8% から 10% に改定されることを考慮しています。

注 3) 他会計繰入金は、表中の①、②、③です。

(2) 地方債残高

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度 (予定)	平成 29 年度 (予定)	平成 30 年度 (予定)	平成 31 年度 (予定)	平成 32 年度 (予定)
地方債残高(千円)	27,527,197	27,934,146	28,118,252	28,325,474	28,514,909	28,687,159
元金償還額(千円)	1,424,254	1,494,485	1,524,330	1,580,588	1,631,515	1,614,151
支払利息(千円)	544,951	576,727	538,696	528,395	518,206	507,768

項 目	平成 33 年度 (予定)	平成 34 年度 (予定)	平成 35 年度 (予定)	平成 36 年度 (予定)	平成 37 年度 (予定)
地方債残高(千円)	28,841,515	28,977,566	29,095,485	29,196,835	29,316,514
元金償還額(千円)	1,815,487	1,867,248	1,885,870	1,898,570	1,919,624
支払利息(千円)	487,501	476,661	466,019	456,979	447,426

第5章 経営達成状況の公表

1. 公表時期

公表の時期は、毎年度の決算を受けて、当該年の12月頃に行う予定です。

2. 公表方法

公表は、三郷市のホームページ、市政情報コーナーで行います。

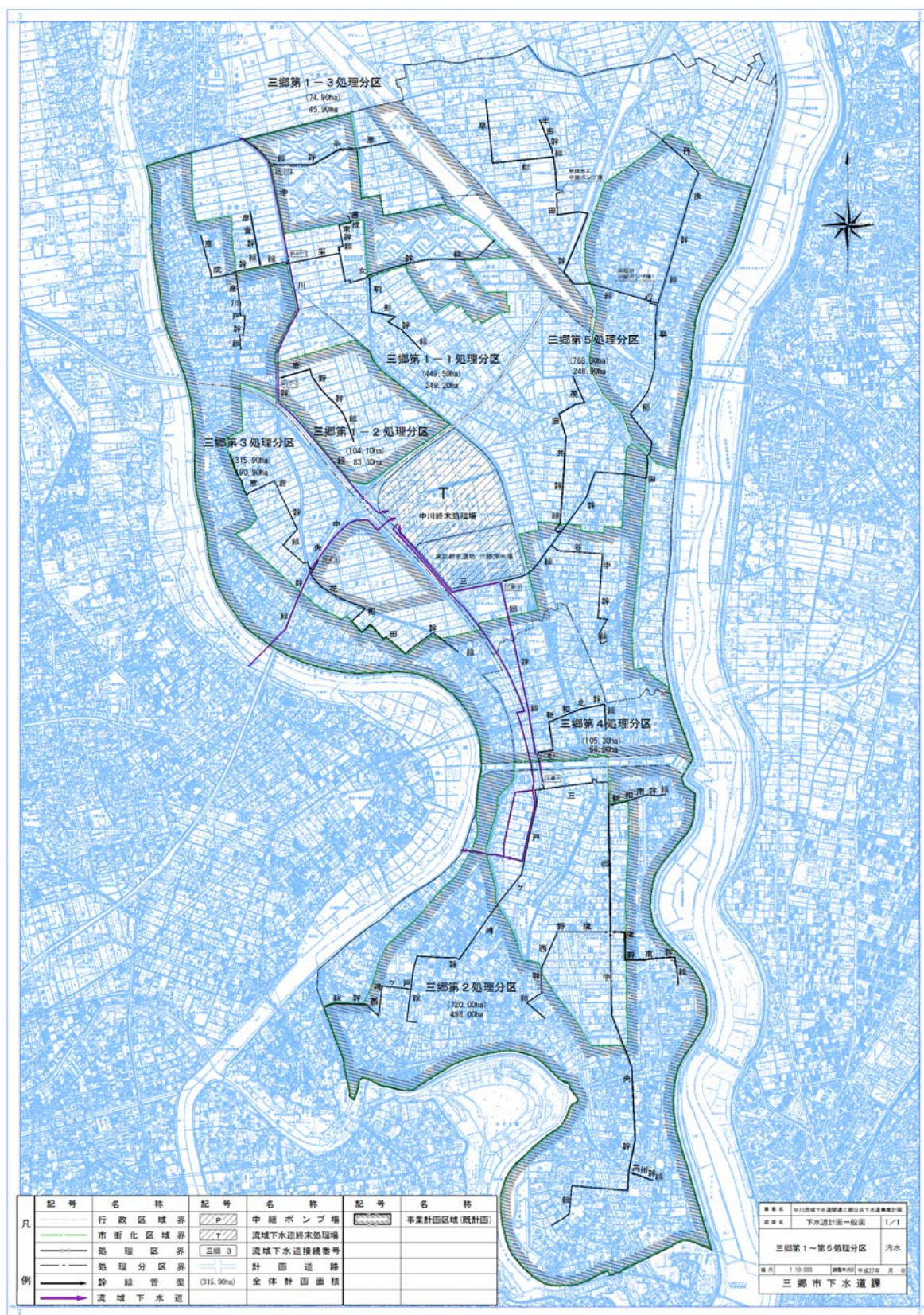
3. 計画達成状況の評価方法

計画達成状況の評価方法は、平成28～37年度の経営計画に対して、当該年度の決算をまとめ、実績と計画の比較を行った上で、決算状況を公表します。

また、「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Act）」を導入し、次期計画の策定に反映させるとともに、乖離が著しい場合は、経営のあり方、事業手法の見直しについて改めて検討を行っていきます。

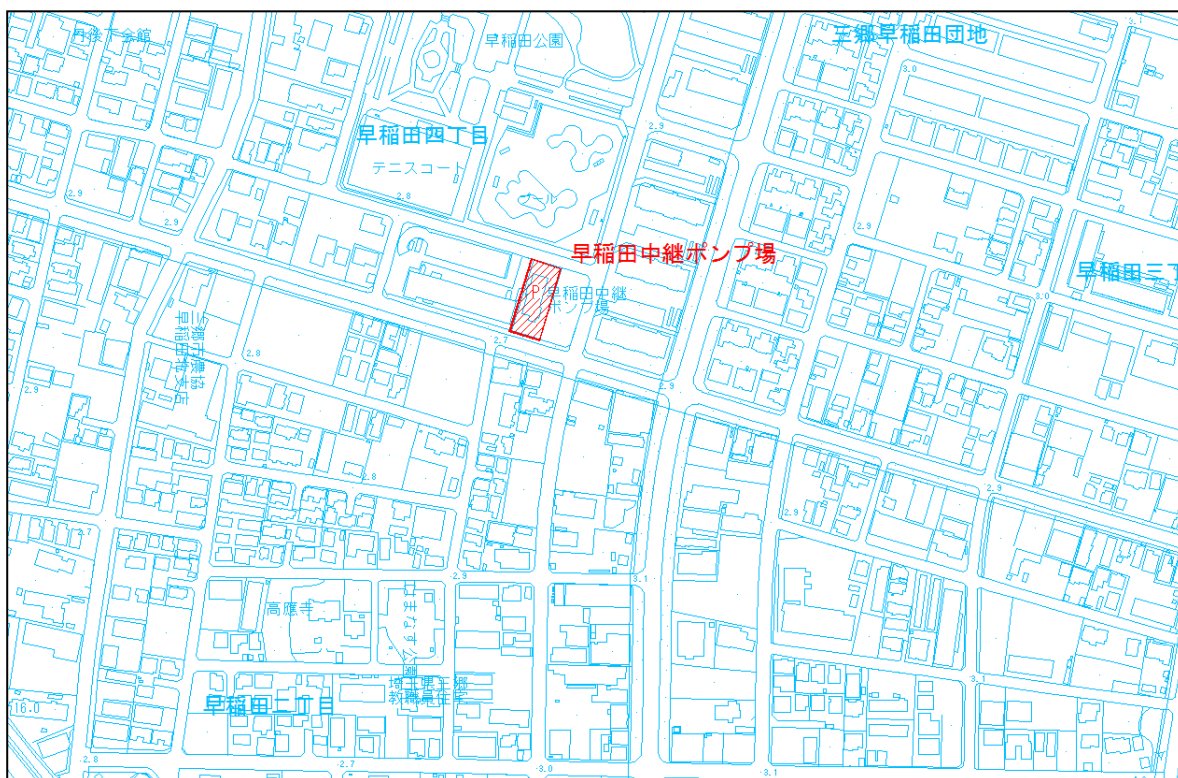
参考資料

1. 下水道計画一般図



注)平成27年度の事業計画区域の拡大後の計画図を示します。

2. 早稲田中継ポンプ場



3. 平成 26 年度の決算状況

(単位：千円)

項 目	平成 26 年度 (決算)
収益的収支	
1. 総収益	1, 535, 044
下水道使用料	884, 081
その他の営業収益	56, 494
営業外収益	594, 469
うち他会計繰入金	587, 250
うちその他	7, 219
2. 総費用	1, 107, 065
人件費（職員給与費）	47, 571
支払利息	544, 951
その他	169, 928
流域下水道管理運営負担金	344, 615
経常損益	427, 979
資本的収支	
1. 資本的収入	2, 573, 263
地方債	1, 595, 500
他会計補助金	506, 361
国補助金	305, 560
その他	165, 842
2. 資本的支出	3, 106, 615
建設改良費	1, 682, 361
地方債償還金	1, 424, 254
収支差引	△533, 352
総収支差引（a）	△105, 373
前年度からの繰越金（b）	637, 885
a+b	532, 512

4. 用語解説

1) 有収水量

下水道で処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料収入の対象となる水量のことを言います。

2) 幹線

下水管渠のうち主要な管渠を意味し、汚水管渠では集水面積が 20ha 以上の路線が該当します。

3) 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について

平成 26 年 1 月に 3 省（国土交通省、農林水産省、環境省）の連名で「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が公表されました。この新しいマニュアルでは、これまでの污水处理施設の整備手法を検討するマニュアルから「未普及地区の早期解消（概ね 10 年で污水处理を概成）」「既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を踏まえる」といった新たな考え方のマニュアルとなっています。

このマニュアル公表に合わせて、平成 26 年 1 月 30 日に 3 省より新しいマニュアルを踏まえ、持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しを推進するように通知がありました。

4) 処理区域内人口

供用開始区域内（下水道を使用可能な区域）の人口のことを言います。水洗化人口（下水道に接続し、使用可能なお宅の人口）とは異なります。

5) 水洗化率

処理区域内人口に対する水洗化人口の割合で、下水道を使用することが可能な区域でどのくらい下水道に接続しているかの割合のことを言います。

6) 普及率

三郷市の行政人口に対する処理区域内人口の割合です。普及率には、污水处理人口普及率と下水道普及率があり、污水处理人口普及率は、三郷市の行政人口に対する下水道の処理区域内人口と合併処理浄化槽を設置しているお宅の人口の合計値の割合であり、下水道普及率は、三郷市の行政人口に対する下水道の処理区域内人口の割合を言います。

7) 不明水

不明水は、下水処理場で下水を処理した水量と下水を使用した水量（下水道有収水量）の差のことで、その原因は、管渠の老朽化により地下水が亀裂などから浸入したり、雨天時にマンホールの蓋から雨水が浸入したり、誤接（雨水の取り付け管を誤って汚水管渠に接続すること）により雨水が浸入することがあります。

8) 下水道有収率

下水処理場で下水を処理した水量に対する下水を使用した水量の割合を言います。

9) 汚水処理原価

年間の管理運営費（維持管理費＋資本費（起債償還費））を年間の下水道有収水量で除した下水道有収水量 1m³ 当たりの管理運営費のことを言います。

10) 地震ハザードマップ

市民への影響が最大となる地震を想定した、「揺れやすさ」や「建物倒壊の危険度」、また、避難場所の情報などを地図上に示したものです。

11) 流域下水道管理運営負担金

下水道法第 31 条の 2 の規定に基づき、流域下水道を管理する県が、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町村に対しその利益を受ける限度において負担させるものです。

12) 繰入金

特別会計が担うのは、公立病院や下水道、国民健康保険などの事業です。これらの事業運営で歳入が不足などした場合、自治体は一般会計から特別会計へ資金を融通しています。一般会計から見て「繰出金」、特別会計から見て「繰入金」と呼んでいます。

13) 受益者

下水道が整備されることにより、汚水の排除、水洗便所への改造などの環境改善が図られ、利便性、快適性が向上します。この利益を受ける人（市民）のことを言います。

14) 受益者負担金

受益者に、建設費の一部を負担していただき、三郷市と受益者が一体となって公共下水道を一日も早く整備しようというのが受益者負担金(分担金)の制度です。

15) 経営健全化計画

下水道事業の建設投資を現状維持し、収入の確保、維持管理費の削減、建設コストの縮減などにより、一層効率的な事業実施を図るため策定する計画です。

この計画を策定することにより、財政融資資金等の高利率起債について、公営企業借換債及び新しく創設された補償金免除繰上げ償還制度を利用することが可能となり、低利率に借換えることで、公債費を軽減することが可能となります。

16) 平準化

年当たりの事業費などをほぼ均等とし、無理のない事業実施が可能となるように建設投資を平らにすることを言います。

17) 地方公営企業法

この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的としたものです。

18) 減価償却

企業が導入した機器・設備、市が整備した施設などの固定資産は経年に伴い、その価値が減少していきます。その目減り分を経費として計上することを言います。

19) 資本費

下水道施設を建設するときに借り入れた地方債の返済費用のことを言います。

20) 供用開始

下水道施設が利用可能となることを言います。



三 郷 市 下 水 道 事 業

作成 三郷市建設部下水道課

〒341-8501

埼玉県三郷市花和田648-1

電話 048-953-1111（代表）